

令和7年第3回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 令和7年9月25日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和7年9月25日（木） 午前9時38分
- ◎ 閉会日時 令和7年9月25日（木） 午後4時29分

◎ 出席議員

1番	松井盛泰	6番	山田顕人
2番	花井泰子	7番	一之谷 駿
3番	笠松悦子	8番	野口久美子
4番	五十嵐捷爾	9番	木村 一
5番	吉田峰一	10番	谷口康之

- ◎ 会議録署名議員 3番 笠松悦子 9番 木村 一

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西山和夫
統 括 監	三原知明
総 務 課 長	森永 茂
生活福祉課長	笠松さおり
保健センター長	(笠松さおり)
地域包括支援センター長	(笠松さおり)
税務会計課長	歸山 淳一
農業水産振興課長	南 一 貴
商工林業振興課長	南 和 敏
政策調整課長	大谷晃介
建設水道課長	澤田浩一
教 育 長	堂下則昭
学校教育課長	長谷川将之
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	(佐藤辰治)
知内高等学校事務長	高田正志
学校給食センター長	(長谷川将之)
代表監査委員	木村和義

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	上野真吾
議 事 係	館岡玄武

令和7年第3回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和7年9月25日(木) 午前9時38分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 3番、笠松悦子君、9番、木村 一君
第 2	委 員 会 報 告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委 員 会 報 告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委 員 会 報 告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9		一般質問
第10	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
第11	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
第12	議案第 1号	令和7年度知内町一般会計補正予算(第7号)について
第13	議案第 2号	令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について
第14	議案第 3号	令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて
第15	議案第 4号	令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
第16	議案第 5号	令和7年度知内町下水道事業会計補正予算(第1号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (谷口康之)

皆さんおはようございます。

令和7年第3回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会は決算認定も予定されておりますので、会期はいつもより長い日程となっておりますので、審議にご協力の程よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、令和7年第3回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（谷口康之）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、笠松悦子君及び9番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る9月18日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、笠松悦子君。

◎ 委員長（笠松悦子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

令和7年第3回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月25日提出。知内町議会議長、谷口康之。

議会運営委員会報告書。

令和7年第3回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

令和7年9月25日提出。知内町議会運営委員会委員長、笠松悦子。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、会議開催状況、開催日、9月18日。出席委員、笠松、一之谷、吉田、山田、木村各委員です。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、上野、館岡。2、会期について、今定例会の会期は、9月25日（木）から10月1日（水）までの7日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。4、付議案件について、付議案件は、委員会報告4件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問5件、議案12件、報告3件、認定6件、諮問3件、意見書案2件、議長発議2件である。5、決算審査特別委員会の設置について、認定第1号から認定第6号までの6議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。6、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上であります。

◎ 議長（谷口康之）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から10月1日までの7日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月1日までの7日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

令和7年第6回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

それでは、行政報告をさせていただきます。

令和7年7月30日に津波警報への対応についてであります。

7月30日（水）午前8時25分、カムチャツカ半島付近でマグニチュード8.7の地震が発生しました。

この影響により同日午前9時40分、知内町を含む北海道太平洋沿岸から和歌山県までの広い範囲にかけて津波警報が発表されました。

知内町では、字中ノ川、森越、重内、元町、涌元及び小谷石の海岸地区に居住する住民へ避難指示を決定。防災しりうちや町ウェブサイトなどで避難を呼びかけております。また、津

波到着予想時刻まで時間的余裕があったことから、公用車による広報活動も実施しております。

一時避難場所及び避難所には11か所延べ250人弱が避難。職員が状況把握のため巡回するとともに、熱中症対策として飲料水のほか、非常食も配付しました。

同日午後8時45分に津波警報から津波注意報へ切り替わり、直ちに避難指示も解除しております。

なお、知内町内には、津波の到達は確認されず、被害もありませんでした。

次に知内中学校同窓会からの寄附金の贈呈についてであります。

知内中学校同窓会が8月25日開催の総会において解散となったことを受けて、知内中学校同窓会風林登志則会長が知内町役場を訪れ、会費等の残額を町に対して寄附金を贈呈されました。

寄附額は289万1,745円であります。風林会長からは「知内中学校・中学生の教育振興に役立てて欲しい」との希望でありました。

寄附金贈呈式は、9月1日に行われております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。

令和7年9月5日（金）に第2回定例会が開催されております。

報告第1号につきましては、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、原案通り承認されたものであります。

議案第1号については、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてであります。

議案第2号については、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

議案第3号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案第4号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第5号は、渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第6号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案第7号渡島西部広域事務組合衛生処理条例の一部を改正する条例であります。

議案第8号令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）歳入歳出それぞれ5,779万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億196万8千円とするものであります。

議案第1号から議案第8号までは、すべて原案通り承認をされております。

認定第1号については、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について原案通り認定をされております。

次にヒグマ注意報の発出についてであります。

8月29日（金）の18時30分頃、元町地区墓地公園周辺にてヒグマの目撃情報があり、元町地区周辺では翌日以降も家庭菜園のぶどうの食害や足跡等の痕跡が多数確認され、連日、住宅地でヒグマ出没が相次いでおり、住民の人身被害の発生が懸念されることから、北海道より知内町内一円に「ヒグマ注意報」が発出されました。

注意報の期間であります。令和7年9月1日から9月30日まで、注意報の対象地域は知内町内一円であります。

注意報の発出について、ヒグマが出没した箇所を中心に警察、町職員による早朝及び夜間パトロールの実施、捕獲用の箱罠の設置、監視カメラの設置、防災無線などを活用し注意喚起を行っております。

引き続き、北海道、警察などの関係機関と連携し、ヒグマによる被害防止について迅速に取り組んでまいります。

次に令和7年9月1日の大雨による被災状況についてであります。

9月1日（月）午前9時の降り始めから、2日（火）午後2時までの間に上雷アメダス観測所にて102mmの雨量を観測しました。

この影響で森越川が増水したことにより、町道森越線で法面が延長15mに渡り崩壊し、被害額約1,000万円となっております。また、他の町道においても路面砂利の流失及び排水の埋塞が発生しました。

早期復旧のため、本定例会に災害復旧に関する応急工事費と設計委託費を補正予算計上しており、可決され次第作業に取り掛かりたいと思います。以上、行政報告を終わります。

◎ 議長（谷口康之）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、山田顕人君。

◎ 委員長（山田顕人）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和7年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月25日提出。知内町議会議長、谷口康之。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和7年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

令和7年9月25日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、調査年月日、令和7年9月1日（月）（1日間）。2、調査委員、委員長山田、副委員長野口、松井、笠松、吉田、木村、花井、五十嵐、一之谷、谷口各委員です。3、欠席委員、なし。4、説明員、三原統括監、大谷政策調整課長、横山政策広報係長、川原政策広報係。5、事務局員、上野事務局長、館岡議事係。6、調査事項、（1）知内町空き家対策の進捗について。7、調査意見、知内町の空家等対策について、“第2期知内町空家対策計画（R

4～R8)”や“知内町空家等の適切な管理に関する条例（H29.12.18）”などに基づき、各種対策が推進されている。人口減少や高齢化などによって、今後も空家等は増加する見込みとなっている。一方、物価高騰等の影響により新築住宅の建築棟数が減少傾向となり、空家等の需要も高まっている。

令和2年度からの空家等対策の進捗状況について、空家等の数は調査方法の変更があった令和3年度の231件から163件と年々減少している。また、除却、購入・リフォーム、利用促進、空家バンク成約/登録などの各種支援制度の多くが活用されている。

空家等対策に関する情報発信について、毎年度5月頃の固定資産税に関する通知に各種支援制度等に関するチラシを同封している。ほかに広報誌やホームページによって情報発信を行っている。また、転居時等に窓口での相談受付や空家相談会などを開催している。

令和2年度に行った所管事務調査時点と比較し支援制度等について、整備が進み、各種支援制度も多く活用され危険空家等とされる空家等も年々減少していることから、引き続き、空家等対策を推進し安全な町づくりを続けていきたい。

今後は、活用可能な空家等もしくは、修繕により活用可能な空家等について、空家期間が長期化すると利活用が難しくなるため、社宅利用や商業利用など様々な活用方法の充実化を図れるよう、また家主と買手側のマッチングがスムーズになるよう、課を横断した協力体制をより綿密なものとなるよう期待する。

危険空家等の取り扱いについては、多くが倒壊の恐れや資材の飛散など危険性の観点によって整理されていることから、町全体の景観を損なうような空家等についても、整理し対応を検討していただきたい。

また、危険空家等の対応の中には、相続など複雑な課題があることから必要に応じて司法書士や顧問弁護士など法律の専門家と協議を進めることで危険空家等の整理と対応を引き続き進めていただきたい。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、吉田峰一君。

◎ 委 員 長（吉田峰一）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和7年度における経済民生常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月25日提出。知内町議会議長、谷口康之。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和7年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第7条の規定により報告する。

令和7年9月25日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、吉田峰一。知内町議会議長、谷口康之殿。

記、1、調査年月日、令和7年8月21日（木）（1日間）。2、調査委員、委員長 吉田峰一、副委員長 花井泰子、委員 松井盛泰、委員 笠松悦子、委員 五十嵐捷爾、委員 山田顕人、委員 野口久美子、委員 木村一、委員 谷口康之。3、欠席委員、委員 一之谷駿。4、説明員、三原統括監、笠松生活福祉課長、小林戸籍住民係長、奈良戸籍住民係。5、事務局員、上野事務局長、館岡議事係。6、調査事項、（1）合同納骨塚の利用状況と今後について。7、調査意見、合同納骨塚は、高齢者世帯が増加し、親類縁者がいない方や遠方に住んでいる等の事情により、墓地や焼骨の継承、管理などが困難な方が増加したことから、焼骨を埋葬する施設として平成26年度に整備され平成27年度から運用されている。

運用開始当初と比較し、高齢者世帯特に単身高齢者世帯が増加しており、利用希望も増加していることから、当該施設の現状の把握と運営状況、今後について調査を行った。

利用するには、知内町に本籍または住所を有する者が対象で、使用料は1体あたり5,000円となっている。受入可能数は約2,300体で、調査時点での使用数は85体で使用率は3.7%となっている。現在の年間利用者数を推すと受入限度に達するまで約270年程度とかなり余裕があることが分かる。

現制度では、身元引受人が不明な単身高齢者等が死亡した場合は、合同納骨塚を利用することが難しい。このような孤独死となる高齢者等が増加する見込みがあることから制度の改善と利用対象者の拡充に向けた協議を進めていただきたい。

委託と管理については、委託期間が4月から12月までとなっているが、冬期間であっても参拝されている利用者があることが考えられる。このことから、通年委託とし除雪を行うことで、参拝者が利用しやすい施設となるよう期待するとともに、委託先と委託料の見直しも併せて協議を進めていただきたい。

今後の運営について、町内の墓地（元町、中ノ川、湯ノ里、涌元、小谷石）それぞれに合同納骨塚が整備されることが理想ではあるものの、納骨可能数に余裕があることから早急な増設の必要性は大きくない。また、現状の合同納骨塚の利活用について引き続き町内外へ広く周知するとともに、管理運営の見直しを図ることに期待したい。以上です。

◎ 議長（谷口康之）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第9、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

8番野口久美子です。一般質問させていただきます。

災害時における避難所の環境改善に関して。

7月30日に津波警報が発表されました。驚きとともに、とても暑い日でした。

内閣府の“避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針”にも示されておりますが、熱中症対策も含む良好な生活環境の確保は、避難所の重要な役割です。

熱中症リスクの高い夏場の避難を想定し、高齢者や乳幼児、持病を持つ方などの要配慮者が安全・安心に過ごせるよう空調設備の設置や、それに伴う非常電源の確保は、喫緊の課題であると考えます。

現在、知内町における指定避難所の空調設備の設置状況はいかがでしょうか。

今後の空調設備の整備について、町の方針をお伺いいたします。

◎ 議 長（谷口康之）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。7月30日の津波警報発表の際は、津波指定緊急避難場所、屋内外合わせて11カ所延べ250人弱が避難しました。町としても、暑さによる熱中症の心配があるため、指定避難所や指定避難場所に避難した方に備蓄水を配布したところでありました。

公共施設における空調設備の設置状況について、近年の猛暑もあり当町では、令和4年度以降、災害対策本部となる役場2階事務所や小中高の普通教室などに空調設備の設置を進めてまいりました。

しかし、指定避難所等のうち空調設備が設置されているのは、洪水・土砂災害時においては認定こども園と中央公民館（2階以上）、知内中学校（2階以上）、知内高校（2階以上）の教室、津波時においては認定こども園とこもれび温泉に留まっています。

現在、指定避難所として指定されている町内会館や生活改善センター等にエアコンは設置されておられません。2、3年前までは町内会からのエアコン設置の要望はありませんでしたが、最近では複数の町内会から要望が上がってきている状況でもあります。

役場・学校などの公共施設への空調設備の設置が一定程度進んだことから、質問の指定避難所への空調設備の設置については、指定避難所の集約等の見直しを進めながら、今後は各地区の指定避難所である町内会館等への設置を進めて行きたいと思っております。また、指定避難

所に指定されていない町内会館についても、住民が暑さを一時的に避けて休憩できる場所であるクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）機能を備えるため、空調設備の設置を検討してまいります。

なお、電力喪失時における防災対策として、各町内会館等に配備済みの屋外発電機を配電盤に接続し、電力を供給できるよう改修工事を進めています。残念ながら電流が不足するためエアコンを運転するのは難しいですが、現在までに3町内会館（前浜・涌元谷地・重内）を改修済みで、本年度は重内生活改善センターでの改修工事を予定しており、次年度以降も改修工事を進めて行く考えであります。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8 番（野口久美子）

町長の考えが町民に向いて良かったなど、まず安心しました。近年の暑さは尋常ではなくて、年々やっぱり長くなっていると感じています。

9月30日の津波警報で避難する途中で、熱中症で倒れたニュース等を目にする中で、車の無い方等とりあえず町内会館に来たら、誰か車に乗せて高台に避難する、そういう仕組みも作っていくのも必要だなあと感じました。町民福祉の観点からもコミュニケーションの場である町内会館、小谷石地区の津波警報が来た際、皆さんが逃げられた矢越山荘、あそこも絶対必要だと思います。AEDと同様に今、エアコンは人命を守る道具だと思っております。

町長、検討していきますは、例えば、5年、10年かけて少しずつやっていきますというレベルではないですよ。そこら辺をお聞かせ下さい。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今回、記録的な暑さということで130年でしたか、記録を取り始めてからもっとも暑い夏ということで報道もされています。議員ご指摘のように内閣府からの周知も熱中症対策を十分するようにと指導が入っているところでもあります。その経過を踏まえて、1回でやるということになれば、今避難所に対しては、緊急防災の緊防債使えますので、ある程度の国からの支援は見込めます。ただ指定避難所になっていない部分も町内会でいくつかありますので、全てやるとすれば大体4千万円位かかるだろうと予算見ております。議員仰る通り一括でやるのか、それとも1年、2年、3年の中でやっていくのかこれから議論させて頂きたい。自分の思いだけですけども、今の思いだけ言わせてもらえれば、次年度になんとかやりきりたいと思いで、今取組みを強化させて頂きたいと思えます。避難場所に指定されていない所は、クーリングシェルターということで、今まで我々の経験したことの夏場が長くなっている。下手すれば秋通り越して冬になるんじゃないかという今状況でありますので、そういう状況の中で町民がいち早くクーリングシェルター、涼しい所に避難して特に高齢者弱者の皆さんに利用して頂く、そうする事によって今まで町内会館の活用がなかなか頻りに活動されていなかった部分が、町内会館を1つのコミュニティとして、また更に活性化できるかなと思っておりますので、その辺は総務課長と財政の方と協議をしながら進めて参りたいと思えます。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口久美子君。

◎ 8番(野口久美子)

やっぱりこれは、急ぐべき事だと思いますし、来年から急に涼しい日が増えるという事は絶対あり得ないと私も思います。

それとお水を配られた、それは冷えたお水ですか、それとも備蓄しているのもそのまま温いままということなんでしょうか。

◎ 議長(谷口康之)

総務課長。

◎ 総務課長(森永 茂)

ご説明します。備蓄している水なので、やはり冷えた状態で保管できるような量を全部冷やしておくことは難しいので、常温のお水を配布しております。

◎ 議長(谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8番(野口久美子)

知内町として、コンビニとかスーパーと災害時の提携等どのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

◎ 議長(谷口康之)

森永総務課長。

◎ 総務課長(森永 茂)

ご説明します。災害時の想定、物資の支援という形でセブンイレブンさんと協定の方は結ばせて頂いております。それ以外にもいろんな協定ありますが、そういう物資の関係は、つい先日はですね、ライオンズクラブさんと社会協議福祉会さんと町と三者で協定とかいろんな形で結んでおりますが、ちょっと水に拘るとセブンイレブンさんが1番近いんじゃないかと思っております。

◎ 議長(谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8番(野口久美子)

せっかく協定結んであるのであれば、温い備蓄水ではなくてもコンビニのお水を出す手もあるんじゃないかなとも思うので、そういうのはやっぱり十分活用していくのが良いんじゃないかなとも思うんですが。

◎ 議長(谷口康之)

森永総務課長。

◎ 総務課長(森永 茂)

ご説明します。セブンイレブンさんにお問い合わせをするというのは全然出来るとは思いますが、まずはスピードということで本来の目的である備蓄水を保管してあるので、それを配るという事でありました。当然ですね、もし長期の避難という事になりましたら、物資の支援とかは協定を結んである所にしてもらって、逆に水道水の方が冷えている可能性もありますが、そういう水も協定上でセブンイレブンさんをはじめ、ご協力を呼びかけていければなあと思います。

◎ 議長(谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

知内町には、生協さんとかニコットさんとかあるので、皆さんと提携しながらやっていくように広めていくような感じでやっていった方が良いんじゃないかなと思うんですが、AEDと一緒に本当にエアコンとかは、喫緊に必要な物だと思うので是非議論を重ねながら、早急に予算を取って進めていくべき事だと思うので、是非それは付けて欲しいというのは、やっぱり町民の願いでもありますし、避難訓練する熱い中でのいろんなことがあって、やっぱり町内会館を夏使うと扇風機も無いような感じもあるので、ちょっとそこら辺は本当に話し合いを進めてやっていかなきゃいけないなと感じておりますので、町民の声でもありますので是非これからよろしくお願い致します。はい、終わります。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

生活環境の改善という意味でも指針として示されておりますので、そういう改善はしていきたいと考えております。

ただ今回、カムチャッカ半島地震で8.7ですか、マグニチュード発生をして初めて地震の経験をしないう津波警報だったので、ちょっと戸惑った部分も多々あるのかなと思ってます。ただいろんな意味で災害から洪水、津波、地震だとかありますけれども基本的には町民自らやはりいざという時は、そういう水だとか薬だとか、自分に欠かせない自分の命をまず守る、薬だとかあるのであれば必要最低限の物を持って避難をして頂く、準備をして頂く、その為に各地域で防災会議、組織の中でいろいろ訓練を重ねているわけですから、全て行政に頼るということはなかなか厳しいだろうと思っています。

そして、答弁書にも書かせて頂いたように避難の場所を今の職員でやり切れるのかという課題もありますので、今後それらを精査しながら対応をまだまだ不足な部分あると思います。協定もいろんな意味でコープさんとか、いろいろありますので協定も必要ですし、いざ足りない時の構えとして我々もしっかりその辺は対応していきたくないと思います。今回備蓄3日、災害3日持たせるため、その1日が皆さんで持ち寄った物資を前提にしておりますので、そういう意味では初期行動、町民のそういった自分の身を守りという意味で熱中症対策の1つとして水だとかいろいろあるだろうと思いますので、それらを持ちよるという事もこれからの訓練で是非それを取り入れながら、どう町民と今後そうした対応もして頂けるかという事も含めて考えていきたいと思えます。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口久美子君。

◎ 8 番 (野口久美子)

やっぱり自分の身は自分で守る、その通りだと思います。

水とかお茶とか、氷入れて持っていくとか、時間的の今回は余裕があったので出来た事だったのかなと思います。ただこれから何日もとなった時に、いろんな事を考えていかなきゃならないし、私も議員になったばかりでどうしていいか分からなくて役場に電話1本入れちゃったんですけど、忙しいさ中に、何やればいいのかって感じだったんですけど、やっぱりその中で議員が何をしていかなきゃならないのか、私は新人だったのでちょっと分からなかつ

た部分があって役場にかけてたんですけど、そういう部分とかもうちょっと議論したり、ちょっと関わり合いになれるような、何かやっていかなきゃ駄目なんだなど。

各町内会毎にやっぱりいろんなね、車持っていない方だとか、そういうのも取りあえず町内会館に来て誰かが乗せていく、そういうことも大事だな、やっぱり必要だなと思ったし、本当に町内会毎の住民福祉の観点からもコミュニケーションの場としての会館なので、やっぱりそういうのも大事だなと思うので、各町内会毎にもそういう議論ってやっぱり深めていかなきゃならないなと思っております。

是非エアコンは、AEDと同じで命を守る大事なものですので、よろしくお願い致します。終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

次に9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

木村一です。よろしくお願ひします。熊の出没による今後の対策についてという事で、近年、熊の出没による農作物や家庭菜園の被害が相次いでおり、近隣町では人的被害も出ております。

また、熊による被害に関する報道は毎日のように見受けられ知内町でも、農作物等の被害が出ており、最近では市街地でも熊の目撃情報があります。

今後、熊による被害について、町はどのような対策をとっていくのか町長の所見をお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。知内町内における熊の出没件数について、町が確認しているもののみをもとに、お伝えしますが、昨年度は1年間で21件の出没があり、8月22日以降には出没が確認されていない状況でした。今年度については、現時点で出没件数が38件と増加しており、捕獲頭数についても、昨年度の1年間で7頭が捕獲されたのに対し、今年度は既に9頭が捕獲されている状況にあります。

ヒグマによる被害状況についてですが、例年、『米』や『トウモロコシ』の食害が発生しております。今年も町内各所で作付けされている転作作物『子実コーン』や家庭菜園での『ぶどう』の食害が発生しており、さらには過去に前例がない市街地での出没、食害も発生しております。

ヒグマの目撃情報があった際の対応については、町民から寄せられた熊の出没情報に対して、木古内警察署やハンターと連携を図り、出没箇所の現場検証や移動経路の想定を行い、近隣周辺のパトロール、付近住民へのチラシ配布、防災無線による周知を行っております。

また、教育委員会を經由して各学校へ出没情報を共有し、保護者等へ配信メールによる注意喚起を行って頂いております。保護者の方々にも登下校時の送迎に対応していただくなど、町全体で被害防止に取り組んでいるところでもあります。

さらに、その目撃情報などにつきましては、インターネット上で誰でも閲覧できるヒグマ出没情報管理システム「ひぐまっぷ」において、日付ごとに目撃や足跡などの情報を地図上に示すなど、具体的で分かりやすい注意喚起を行っているところでもあります。

なお、出沒したヒグマの対応については、北海道ヒグマ管理計画に基づき、出沒した個体の行動に基づいて段階で区分された判断フローを用い、出沒個体の有害度に応じて最終的には、箱罠による捕獲や銃器による駆除を視野に入れ対応しております。

ヒグマの捕獲には、ハンターの存在が必要不可欠であります。現在、町から16名の方々に鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、ヒグマの目撃出沒時の対応のほか、有害鳥獣対策の協議と事業を実施する有害鳥獣対策連絡協議会に関わる活動に協力していただいております。

地域住民向けの取り組みとして、ヒグマに対する正しい知識や遭遇した際の対処法を理解してもらうことは、被害を未然に防ぐ上で非常に重要であります。

そのため、今年度は教育委員会と連携し、4月に高齢者を対象とした「みらい大学」において、専門家をお招きし「ヒグマ講習会」を実施、通学時の自己防衛策として小・中学生に対し熊よけ鈴の配布、また、クマ撃退スプレーを導入し各学校に配布、認定子ども園の敷地への侵入防止電気柵の設置等するなどの様々な対応を進めております。

北海道において、2023年末時点の個体数は前年比で初めて減少しており、これは過去最多となる捕獲数が増加したことが要因とみられますが、北海道のヒグマの推定生息数は、1990年頃には約5,000頭台でしたが、2023年末には約1万1,600頭となり、約32年間で2.3倍に増加しております。

9月に、改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村長の判断により緊急銃猟が実施できることとなりました。しかしながら、実施の判断や安全の確保などについて様々な懸念の声が各市町村から上がっております。当町においても、道や警察や関係機関と連携し、訓練や演習を繰り返して、不安の払拭を図りながら市街地へ出沒したヒグマ対応のスピードを上げていきたいと考えております。

ヒグマ対策は、出沒時に講じる「対症療法」と、人とヒグマの遭遇を避ける「予防療法」に分けられます。

ヒグマの定着抑制、侵入抑制、そして個体数管理を柱として引き続き、ヒグマ対策の根幹を担う捕獲の担い手となるハンターの確保、育成に取り組み、電気柵の設置による食害対策、住民への普及啓発を行うなど、国・道・専門研究機関、あるいは町内事業者との連携も含め多角的な対策を今後も推進させていただきたいと思っております。以上で終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

改めて今回9月1日から30日まで道のヒグマ対策が発令されて巡回指導にあられた各関係の皆さんに対して、改めて努力と感謝とお礼を申し上げたいと思います。

これによって人的被害も無かったのかという思いもあります。

今、報道各社見れば毎日のようにヒグマ出沒、ヒグマ出沒という報道がなされているところではありますが、当町にもそれに関らず毎日のようにヒグマの出沒が相次いでいる。町民は皆懸念されていたことだと思いますので、この答弁書を見る限りには、町は出来る限り対策を講じてやってきたというふうに自分も認識している所であります。それによって人的被害もなかった、これは本当に喜ばしいことだと思います。

何故このようにヒグマが例年と違って市街地まで多数出沒してくるのか、その辺をも少し有識者会議等で分析した結果、ヒグマ頭数が減っているのに市街地に出沒する回数が多くな

る。その辺はどういうふうに判断しているか、その辺を聞きたい。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。昨年度、北海道全体でヒグマの捕獲頭数は増えたという報道で流れておりますが、先程答弁の中でも1990年代に5,000頭ということで、生息してたんですけども、それから今現在様々な要因で、熊の方が2、3倍程増えて北海道全体で1万1,600頭ということで推移しております。当然20年、30年前については、5,000頭しかいなかったの町に出てくる熊も少なかったとは思いますが、今、2.3倍ということで熊についても生活圏、人間と同じで住む場所が1㎡あたりで限られてきますので、増えると当然人間の住んでいる所にも出てくるという事で町の方では考えております。

今知内町で何頭生息しているかというのは、なかなか熊の生息っていうのは数えて歩くわけにはいかないので、分からないんですけども、渡島全体、あと北海道全体でも増えているということは、間違いなく知内町に生息している熊も増えているということで考えておりますので、生息が増えている事で熊の出没が増えているということの要因になっているということで今のところ考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

答弁の中で、知内町は道南一帯の中で生息頭数が増えていると、北海道全体では減っているけども、道南全体では増えていると。自分は市街に出没する経緯として、この夏の異常気象による温暖化で、個人的な見解ですけど、山に熊の食う物が、今山も俺たまたま見るんだども、熊に被害に遭わないから行ってるんだども、ブドウだとかブナの実だとか、それから栗が最中ですけども、栗はそれなりに生育はして結構良いものはなっているんですけども、これからも要注意ですけども、そういう物が段々減少してきて、餌を求めて市街地まで来ている、個人的な見解でそう思っているんですけども、有識者会議の中でそういうふうな話し合いというのは、判断とか別に道南だけ増えているという感覚で出没が多いということか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

あくまでも1990年、5,000頭位、今現在24年の統計でいけば12,000頭、あくまでも増えているという状況の中で今後どうするかということで、北海道もヒグマに対する考え方を変えた。それが2022年の3月に。今まであくまでも保護をしていた経緯ありますけれども、それからある程度頭数管理をしようということで、抑制に回ったということで春グマ駆除も解禁されたという事で現在そうした行動の中で一部減少している部分はあるけども全体的には増えている状況なんだと思います。それで北海道の道南、この地区に捕獲目標を立てております。その中では120頭という数字が出ていますけれども、それはあくまでもメスを対象とした120頭、全体の我々の評価とすれば、あくまでも目標数字は無かった。それがメスという目標でありますけれども、まず第一歩進んだこと。そしてオス、メスを対象にした目標数値も出すということなので我々はその頭数、駆除に向けて今出来る限

りの行動をとって対応して頂くその先頭に立って頂いているのが猟友会のハンターということで、確かに里山の方から熊が下りて来る、いろんなドングリだとか蓄えて冬眠に入るわけですから、その餌不足というのは間違いないだろうし、我々もこれだけ先程熱中症というお話でしたがけれども、北海道にすれば考えられない気温暑さの中で熊も生き延びるために必死なわけですよ。そうした状況の中で餌を求めて市街地まで残念ながら入ってきて、問題個体になってしまうのが現状だと思います。それをどうやって駆除していくか、その駆除するのに以前は警職法で警察官が発砲命令出して対応してきた、それが法改正の中で市町村が緊急銃猟の中でやれるようになったという、そうしたことで我々も責任重い立場になってしまいましたので、その辺は判断を慎重にしながら猟友会、または警察と連携しながらこれからは出来れば駆除、箱わな等で出来れば銃と箱わなといろいろ緩和した中で、最終的に問題個体を駆除、保護するというのが我々の姿勢であります。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

町長の答弁も理解したところではありますけれども、今9月1日から鳥獣保護法改正、これが市町村長の判断によって熊の銃猟が許可するという大変町長にしては重い判断だと。自分も9月中旬に森越地区で市街地に出た熊に遭遇しました。

それで1頭駆除して、その状況を見ました。役場職員もその時は2人程来て、いろいろ判断してたと思いますけれども、まだ町長の判断じゃなくて結果的に黙ってみてれば、ハンターさんの判断で取りあえず駆除したようなふうには自分は思ったんですけども、その辺は町長の判断で、現場さ行くわけでねえ、最終的にはハンターさんの判断になるのか、役場担当係長の判断になって処分していくのか、その辺の明快な所はかなり難しいですけども。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

判断は市町村長ということになります。ただ、今議員仰られるように自分が毎回現場にいけるかという状況っていうのはなかなか難しいと思います。そういう意味では自分が主体とはなるんですけども、やはり課長担当商工林業担当の南課長が主導権を握る、居ない時は係長、だとか統括の中で対応することになるんだろうなと思います。基本的には我々と情報を共有してハンターが問題個体として駆除する場合、それはあります。現実問題それが市街地だったのかどうかっていうのは、我々と共有していないということになれば、市街地ではなかったのかなという判断の元でハンターさんの判断で今回捕獲に至ったんだろうなと思っております。今後は市街地という4つの条件がありますので、最終的には町民の安全、弾が流れた時に当たらないように安全確保して、命令を出すという事になるだろうと思います。

ただ我々が命令しても、ハンターのタイミングというのがありますので、そこは最終的にハンターのタイミングでいつ撃つかは、判断をして頂くことになるんだろうと思います。そうした危険を伴うので、町として緊急銃猟に関しては、町で保険をかけて対応するということをご理解頂ければと。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番 (木村 一)

ハンターさんの判断もあるし、担当して現場に向かうのは、役場の課長、担当課の職員になると思うんですけど、その辺もやっぱり今後の研修だとか様々な事で、いろんな事でそういう実績を積み重ねて、判断材料を基準として出来るのか出来ないのかという事を職員としても認識していってもらえるような、町長は絶えず公務があって現場に行けるわけねえから、その辺はもう少し職員として人的被害が無いような対策をとって頂きたい。

それと併せて、今改正法で4つの条件ってあるども、これはいわゆる市街地に出てきた時の判断でハンターさんが、これじゃ駄目だと思ったらハンターさんの判断で、それはもう拒否できるという話だけれども、そういう時に対して、その熊はどうなる。そのまま放置して結果的には山に返すのか、ハンターさんが判断して駆除出来ないという判断に至った場合に対しては、市街地だから人家だとか、民家ある所はそのままこの4つの条件クリアしなければ出来ないから、そういうふうになるんだども。その辺はどういうふうになってるんだべな、そのまま野放しして、また再度山に返すという形になっていくんだか。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

その辺は、福島でも人身事故でいろいろ騒動になりましたけれども、まだ改正鳥獣法が出来る前だったものですから、ただ状況によってなかなか駆除が難しい場面というのは、ハンターでも出てくるだろうと思います。

そうした場合は町と警察と協議をしながら連携をしながら、どう対応するか。基本的には問題個体という判断のなかで山に追い返すという事はなかなか厳しいのかなと思います。その為の本庁の判断ですから、ただハンターが撃てないという拒否権はどうしても発動できますので、そういう場合は住民に被害を与えないような形で森に誘導するように行動をとるのが、基本的になるのかなと思っております。

◎ 議 長 (谷口康之)

9番、木村一君。

◎ 9 番 (木村 一)

結果的にはそういうふうになると思うんですけども、ハンターさんの判断で発砲ができないといった場合には。

それと併せてハンターさんの育成の方で。鳥獣害対策の方で今、知内町の方で16名のハンターさんが町から委嘱を受けてその任に当たっているという形になるんですけども、実際に経験者と言えば2名しかいない。今後ハンターさんの育成をどのようにしていくのか、まずその辺の考え方は、何かあったらお聞かせ頂きたい。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

基本的には、緊急銃猟に対応できるハンターっていうのは、条件合って2名しかいないという状況であります。ただ2名のうち、1名はハーフライフルなんで、本当にそうしたクマに向かっていけるのかっていうのは、当然経験年数を要するんですけども、今まで熊の経験もある方ありますので、そうした意味では安全対策に気を付けながらやって頂ける、自動

的には問題ない方なんだろうと思っています。今後高齢化している中で、ハンターをどう育成していくかということでもありますけれども、今3名の方々が次年度に向けて、猟銃免許を取りたいという事で町の支援受けながら、持つ格好になるんだろうと思いますけれども、今9年経っている方もおります。経験が。そういう意味では10年以上になればライフルが持てるということになっているそうです。そうした時に経験というのはなかなかそれぞれ温度差がありますので、射撃場も基本的には年2回、訓練をするということになっているらしいですけれども、ただ有害駆除をする場合は、免除されるということもあるという事なので、できればそうした射撃場への支援をして弾だとか高くなっていますので、そうした支援をしながら今後の育成に努める。

あとは、まだ協議中なんですけれども、森林組合と緩衝地だとか、いろいろあります。そうした連携がとれないのか、その中の項目にその銃をもし持てる方がいれば、そうした支援をしながら、猟友会と連携をできるか、それも今協定を結べるかどうかということで、まだ審議中なんですけれども、そういった事も進めています。

あとは、それ以外どうしても2名、知内は本当に少ない、他町は16名だとかハンターまでいるんですけど、その中で緊急銃猟に対応出来る方ということで言えば16名いるだとか、そういう町村もあります。そうした意味では、なかなか実績を積み上げていざ市街地への緊急銃猟に対応してもらえるかということになれば、まだまだ厳しい状況が続きますので、その間のクッションとして認定鳥獣捕獲事業者という方が専門で認定された方がいますので、それは函館にも2社あるということなので、もし猟友会と森林組合とまたはいろんな関係団体の組織と共有を図れるのであれば、いざという時はそうした事業者にお願いする場面も出てくるのかなと思っています。

現実知床にはその財団を活用して見回り、パトロール、そして捕獲、駆除まで連携している市町村もありますので、最終的にはそこまでいってしまうかなと思っています。基本的には猟友会でありますので、そこはしっかり猟友会と連携をとりながら進めていきたいと思えます。

◎ 議 長 (谷口康之)

9番、木村一君。

◎ 9 番 (木村 一)

基本的には、猟友会と連携取りながらという事で、我々町民も猟友会の応援をもらわなければ、人的被害は出る可能性もあるということで、その辺は町として対策を十分にとって頂きたいと思えます。

それから、今結構親子連れの熊が出てるんだよね。単体でなくて、よく見れば。それ来年また出る可能性が大変危惧されるところであります。

それでこれから秋の山菜採りのシーズンになります。キノコ採り。その辺の対策は、山に入る人は勝手に入るから、どうなるか分からないけれども、こういう人達に対して啓発だとかその辺がいろいろ考えていることがあれば、また被害が起きる前に対策をとってもらわないとなれば、何か考えがあればひとつお願いしたい。

◎ 議 長 (谷口康之)

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長 (南 和敏)

ご説明します。議員が仰る通り町内でも親子連れの熊が出没しております。ただ秋の山菜採り等については、どうしても山の方に行かれる方が多いと思うんですけども、山に関しては熊がいるのが当たり前という事になりますので、十分入る際には、鈴の部分とか熊よけスプレー等を携帯しながら入って頂く。町の方では山に必ず入るなどか、立入禁止ということとはなかなか難しいと思いますので、その辺の部分の注意喚起を今後防災無線なり、ホームページの方で促しながら、人身事故が起きないような対策をして頂き、山の方に入って頂くということになりますので、引き続き町としても周知していくということで考えておりますので、ご理解頂ければと思います。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

なかなかホームページで記載して山に入る人って高齢者が多い。その人達がホームページを見ているかと言えば、安心だろうと。鈴か何か熊よけの道具は皆もって、今こういう現状になってきたから、その人達も認識してそういう入山で入っていくと思うんですけども、万が一という事があつたらこれも大変な事です。

最後にもう1つ、答弁書の中でヒグマの定着抑制、侵入抑制、個体数管理となっているんですけども、この辺をどういう対策でやっていく。来年度に向けてこういう現状が出没が多く繰り返されるようであれば、出る所はある程度把握して、その辺を例えば、草刈りだとか電牧張るだとか、そういう侵入経路を事前に今のうちに把握しておいて、そういう対策を取って言った方が来年度に向けて抑制できると思うども、個体数管理というのはどのような体制やっていくつもりなのか、ちょっとその辺をもう1つお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。こちらの回答の中で定着抑制、要は今回の町内で起きているブドウの方にかうすいしている熊の方、今現在捕獲されておりません、と考えております。その中で定借抑制というのは、どうしてもその熊が食べ物に対して執着心があるので、そういう場合に直ちに住民の方々の協力も頂きながら、早期の刈り取りとか、餌が無いような状態にして熊が寄り付かないような対策を協力願う、必要では町の方でもそちらの方の緩衝帯等の部分と同じような形で刈り取りをするということで考えております。

侵入抑制については、特に農地の子実ユーン等になると思うんですけども、そちらについては効果的な対策としては電気柵、電気柵を張って頂きながら、そちらに入るのを抑制しながら熊の出没を抑えるということで考えております。そうした中で個体数管理ということで、どうしても熊の方が頭数が増えていますので、抜本的には熊の頭数を減らしていく手法が今後必要になってくると思います。

町の方も出没した有害熊のみの捕獲ではなく、今後については昨年の出没状況、例年いつも被害を起きている部分についても積極的に熊の捕獲を出来るような形で、わなの設置等を今後考えていこうと考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番 (木村 一)

再度聞き直します。個体数管理ということは、何頭いるか把握しなきゃないということだべ、簡単にはもうできないと思うんだ。シカと一緒に生息頭数の把握というのは簡単ではないと思うんだ。出てくる熊の数を数えるだけなら出来る可能性はあるかもしれないけれども、この辺がかなり難しい所だと思う、自分でも。

それで今電牧の設置も町から補助を受けて可能ですけども、自分も山の方の近くに電牧張って子実コーン植えているんですけども、彼らも頭良くて、彼らって言えばちょっと語弊あるかもしれないけれども、穴を掘って侵入してくるんだよな。それはもう黙って見て防ぎようもないもんな。だから、我々農業者としても見てるしかねえし、侵入した所を猟友会さお願いして駆除してもらうか、それしか対策というのは無いと思うんです。物を作付けするのにも熊に食べられるために作付けしているような現状が出てくるくる可能性もあるので、その辺はやっぱり町の方としても猟友会さ、ハンターさんの育成をうって待遇改善をしながら、先程町長さんが3名の方がいるというども、経験年数がなければ、なかなか熊撃ちってというのは簡単でねえと思うんだ。度胸がねえばゆるくねえもんな。万が一失敗して向かってこられてからってもの、その保証だとか町の方で、町長が判断するんだから、万が一そういう現象が起きた場合には、保障って言うのはどうなってる。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

緊急銃猟に関しては町が判断しますので、全責任は町にあるということで保険も加入させて頂くというようになると思っております。

最終的に個体管理、目標なんですけども先程お話をさせて頂きましたけれども、北海道で120頭目標を立てながら全体頭数を減らしていこうということになっています。

その中で渡島に関しては、2,430頭おります。その内の1,620頭が雌ということで、なかなか市街地に出てくる熊も大方3割、7割で雄の方が多いだろうと、その中で雌を120獲るというのはなかなか厳しい目標だということが言われております。

逆算すると2,430頭、逆算すれば知内町内にも73頭位いるんじゃないだろうかと、うめぼしで頭数管理をしながら減らそうということでやっております。問題個体に認定されない限り、人に悪さもしないで捕獲するというのは、なかなか困難でありますので、そこはしっかり対応しなければならぬんですけども、出来るだけそうした人間に害を与える緊急性ある熊については速やかに駆除を目的に我々も頑張っているんですけども、なかなか熊の状況をみれば、夜間、早朝という件数が多い、夜間撃てるかってことになれば、捕獲出来るかということになれば、緊急銃猟の中でも夜間の銃猟ということになれば、それなりに講習を受けた方、スキルの高い方でないとなかなか厳しい状況の中で、町内には残念ながらありません。そういう意味で先程言われた認定鳥獣捕獲事業者が対応できるのであれば、応援を頂くということも必要になってくるのかなと、それでなければなかなか捕獲目標を制限するというのは難しいことになるんだと思います。これからもそうした意味で渡島振興局とも協議をしながら、また警職法と緊急銃猟の中で、これはどう立ち向かえばいいのか、警察とちょっと深い協議が必要だと思っておりますので、これからもそうしたことを想像しながら進めていきたいなと思います。

ただ最終的に自分がいない時、職員にそうした重い責任を預けるわけですから、非常に厳しい状況の中で、答えて行かなきゃならないということでもありますので、そこは慎重にこれからもガイドラインを作業中ということでもありますので、ガイドラインをしっかりと作って我々が十分認識した中で警察等の連携を図る必要があるだろうと思いますので、今後いろいろ課題があれば、またご提言いただければ有難いと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

やっぱり、猟友会にいる職員にお願いして町も対策を考えながら住民の安全を守るために一生懸命努力して、その辺に対しては、これ最後ですから、町長もう一回何かあったら。

対策していろんな事で緊急銃猟に係るものは、地元の猟友会でなくてそういう組織もあるということで、今後出現した場合には、更なる来年に向けてこれ以上の何か対策があれば。この対策を継続していくという形で、出没に対しては我々に認識でよろしいでしょうか。猟友会に頑張ってもらいと、猟友会の箱わなを町で少し多く作って貸し出しするとか、そういう罠の資格を取る、猟銃ばかりじゃなくて、例えば町の補助金を使って町で保有しながら、そういう人達にも貸し出しして捕獲するとか、その辺の考えはないか。なかったらいいんですけども。

個人的な見解ですからね。聞いているだけです。何かあったらお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。町の方では箱わなが4基所有しております。残念ながら4基のみになりますので、猟友会のメンバーの方の所有している箱わなを使用させて頂いております。今回の市街地に出た部分等に対応するためには、罠の方には今現在足りないと考えておりますので、次年度に罠の作る予算を計上させて頂きたいと今のところ考えております。

ハンターさんの方々の経験についても本来であれば、経験をして積上げていくものになるんですけども、なかなか熊に対する経験は年何回も無いので、今後精度を上げていくとなると射撃場での訓練とか、過去に今までそういう事を携わって下さったベテランハンターさん方と講習会等について事務局の方では考えています。ただうちのハンターさん方の中でもなかなか経験が少ないので、出来れば他町村のベテランハンターも含めた中で、実施していきたいなということで今考えております。

現在今、若い5年未満のハンターさんについては、うちの経験豊富なハンターさんと一緒に鹿の捕獲についての勉強会等は、今年については実施しております。熊についてはなかなか高度な部分になりますし、危険が伴うので今後は講習会、射撃場での練習という部分を含めながら、何らかの町の支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

何れにしても今課長からあったように、町内町外問わずベテランハンターの講習会を開い

て、そうした教育をしながらスキルをアップする、銃は勿論でありますけれども、箱わなの技術的な掛ける場所だとか熊の行動を熟知しないと、なかなか難しいところがあります。そういうのを取り入れながら、強化をしていきたいと思えます。

知内町には昭和37年ですか、それ以後人身事故がないという記録が残っています。4町で言えば知内町だけなので、絶対人身事故は出さないという覚悟で我々も望みたいと思えますので、今後の後押しをよろしくお願い致します。

◎ 9 番 (木村 一)

これで終わります。どうもありがとうございました。

◎ 議 長 (谷口康之)

ここで暫時休憩したいと思います。

再開は、11時15分です。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時15分)

◎ 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

次に2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

2番、花井泰子です。道の駅について質問を致します。

7月に起きた地震により、町民は何箇所かに避難を行いました。24時間利用できるトイレに隣接する道の駅には、車で多数の住民が避難し、子ども連れの家族もいて、道の駅やあすなろパンで買い物できてよかったとの声を聴き、津波の心配のない、道の駅を再認識しました。

道の駅の防災活用について、町長の所見を伺います。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。「道の駅しりうち」については、海岸からも遠く、河川よりも高台にあるため津波・洪水時ともに浸水区域から外れています。

道の駅敷地内の「知内町物産館」では、ご近所の農家さんの野菜や知内町の特産品のほか飲料や菓子等を、農村活性化センター「あすなろパン工房しりうち」では焼き立てのパンが購入可能で、災害避難時において水分や食料補給が可能な施設となっています。また、24時間使用可能な「さわやかトイレ」や駐車場スペースも確保されています。

一方、「知内町物産館」や「あすなろパン工房」は、そのほとんどが商用スペースとなっており、施設内に収容する人数に限りがあるため、自宅が被災した時などに避難生活を送る「指定避難所」には指定していません。また、開館時間が定められていることから、24時間避難者に対応する体制にはなっていません。

そのため「道の駅しりうち」については、長期にわたり避難し続ける、また、避難生活を送る場所・施設には適していない一方、車両等による一時避難が可能な施設と認識しております。

湯ノ里地区には大人数が収容可能な「指定避難所」として湯ノ里町内会館もあるため、「道

の駅しりうち」を「指定避難所」にすることは、現在のところ想定していませんが、国道を通行する車両等の一時的な避難や被災地への支援物資の物流などのための利活用が想定される施設だと考えております。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

ありがとうございます。確かに道の駅やあすなろパンは時間が決められていますし、1週間に一度休みもありますから、そこを普通の例えば町内会館みたいな防災施設、避難所にするという私の気持ちは無いんです。まず今回のように避難所に行かなければならない時に一早く何処に逃げたら良いかなと思った時に多分トイレもきちんと完備している、食べ物も買えるそういう場所として、道の駅を選んだのではないかというふうに私は思っているんですね。

道の駅の従業員の方にも聞きましたけれど、車でいっぱいになりましたよという事でした。そして小さい子どもさんを連れて方がいて、本当に助かると、ここでパンを買ったり飲み物を買ったり結構解除になるまではたまたま長い時間がありましたので、他に移らないでそこにいた方も沢山いるみたいで、良かったなということなので、私はそういう意味でも今湯ノ里には小学校を改築してもらった立派な町内会館があります。あそこは本当に収容人数が沢山ですから落ち着いて避難できる場所、それはそれとしてとっても大事だと思っているんですが、一時的にパッと気が付いた時に逃げる場所というのがね、大切ではないかと思ったんです。まず津波は来ない、住民の皆さんの頭の中にあるのは津波は来ないな、トイレは大丈夫だな、子ども達のために物が買えるな、そういうことで避難をされたというふうに思うんですが、そのことについては町長どのように考えておられますか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

基本的には、今回はカムチャッカ半島地震による津波を想定しておりましたので、そういう意味では高台にあるという、通行して知らない方でもここは海拔高いなという、そんな印象のある場所だったと思います。

そういう意味ではラジオ、テレビ等で報道されて近くという事になれば道の駅、ここあったんでたまたまという方もいるだろうと想定しております。

東日本大震災の時にも初めて大津波警報出た時にも町民の方で随分道の駅を目指して避難をされた方々も多くいるという状況の中においては、有効な施設だと認識しております。ただそれを常態化させるかという事になれば、なかなか厳しい所があるのかなという思いでいます。確かに国土交通省防災道の駅ということで推進をしております。ただ状況を考えた時、議員も仰りましたけれども湯ノ里町内会館がいざという時の指定避難所になっているという状況もありますので、ただ物資だとかのいろんな供給拠点とすれば、そうした防災道の駅の活用方法の中で活かされてくるのは間違いないだろうと思います。

ただ大型車両、例えば松前側から来た時に凄い角度になります。そうした場合は多分無理だろう。じゃあ知内方面から言った時にはどうなのかということになれば、一方通行の中での道の駅の利用はなかなか難しいのかなという思いしています。そういう意味では、確かに

気持ちは分かりますけれども、状況の中で馴染むとは、今自分の中では思っておりません。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

今回道の駅を私は見直したということに関しまして、道の駅の周りを随分調べてみました。物産館、道の駅って言いますけど、2階ありますよね。昔は飲食店も開かれていたというふうな事もあるようですが、今現在はその道の駅の2階では、北島三郎さんのフィギュアが1体とそれから新幹線を見るために机と椅子が何個かと、それから子ども達が遊べるようなそういう場所もあります。しかし、ほとんど2階は使われていないんですね。私も何回か言っているんですが、あまり出くわすという事はございません。その代わり私としては実は以外だったのは展望塔なんです。展望塔にこの頃沢山のお客さんがみえているんです。私も展望塔に関しては、いろいろな意見がありましたので、知内に向かう時は必ず展望塔を見上げます。そして何人か来てるかなって見るんですが、前はあまりいなかったんですけども、この頃人が沢山いるんですね。それで道の駅の従業員さんに聞きましたら、この頃凄いですと、そしてバスで新幹線を見るためにそのために来てるんですねと言われて、とてもびっくりしたんですが、私も展望塔に上がってみました。そしたらエレベーターの前に受付の紙がありまして、そこに何処から来たのか名前が書いてありまして、沢山書いているんです。本州の方も沢山いますし、北海道の方も沢山いました。改めて私は展望塔を批判的な目で私は見ていましたので、今こういう住民の方の知内町じゃなくて他の住民の方のニーズがあるのかなというふうに、それもまあ再認識をしました。1つは商工関係の係の方のいろいろな発信やら、それから道の駅の方の努力もあったと思うんですが、そういう方達が何人か来ている時にも一時的ではありますがけれども、何かあった時はそこで留まってもらう。そういうためにはさっき申し上げました道の駅の2階あそこをさせるのではないかなと、ちょっと思ったんですね。これ以上お金をかける必要は私はないと思います。

例えば小学校、湯ノ里、涌元、廃校になりまして、体育館で使っていたマットレスなどが今ちょっと湯ノ里に残っているかは確かめていないんですが、そういうマットレスが4つほどあると、そこに敷くと車から降りて膝が伸ばすことのできる、体を伸ばすことが出来ると、そういうふうな気持ちにもなりました。

ですから、道の駅というのはあそこにあのまま留めておいて、町民の皆さんだけでなく、いろんな所から来られる方にもとても良い道の駅に今はなっているのではないかなというふうに思っているんですが、町長はそこら辺はどうでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

大変有難いんですけど、自分も展望台については松前方面に公務がある時は、必ず寄らせて頂いて物産店の中の売るという基本的な、商売ですからあそこは、どういう状況になっているとか、展望台を見た時にどうなっているのかなという、そういう意味では随分観察をさせて頂いているのかなと思います。

たまたま行った時にも大型バスで修学旅行生20人位かな、松前方面に視察に行くという事で新幹線の時間に丁度ぶつかったという事で20人程展望台にいました。そういう意味で

は利用して頂いて新幹線を見学して頂くというのは有難い事なのかと思っています。ただそれを全体の避難、今回のような津波と併せてどうなのかという事になれば、確かに一時的避難場所としては有効だと思いますし、2階のスペースもなかなか活用方法が見つからないということで、常々現在の社長とは協議をさせて頂いているんですけども、なかなか有効な利用手立てが無いという事残念ながら有効活用されていない、そうした意味で一時避難者が2階スペースを活用して時間を過ごす、安全を確保した上で、いろいろ物に移動して頂ければ有難いということでの活用であれば、是非ウエルカムでありますので活用して頂きたい。そういう意味では食料品だとか、トイレだとかいろいろ完備されていますので、その時間を安全を確保するための有効スペースとしては最適な場所なのかなと思っています。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

それですね、さわやかトイレ、24時間トイレもなかなか私そこに用事で寄るということは無いんですが、今回一緒に調べてみました。とても綺麗に管理されておりました。そして女性トイレを見ますと、全部洋式になっていまして結構な数、6カ所か7カ所くらいありますので、長い時間ではなくても何人ががいても大丈夫なトイレだなと、そういう認識を新たにしまして、ああこの場所は、この道の駅はこの場所にあってしかるべき道の駅ではないかとそういう認識を持った次第です。

それで、私としては質問の通告の中身もありますけれども、防災という事もありますけれども、避難所ということもありますけど、あそこがその展望塔も含めて今いろんな住民から大切にされているという認識を新たにしたいのと、それから町内の農家さんも去年から見たら今年新しく何件か道の駅に作物を出して下さっているというのもありまして、あそこは本当にとっても良い道の駅になりつつあるのではないかというふうに思っていますね、これからいろんな議論がでるかもしれませんが、私としてはあそこにあのまま道の駅として一時的な避難所もできるということにおいて頂きたいというのが本音でございます。

ですから、最後になりますけれども町長が何かありましたらお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

今第7次総合計画を進めています。その中である程度将来構想を見ながら道の駅の在り方、あとで議論して頂くことになると思いますけれども、ただ大方議会のかなでは、中学生議会も含めて道の駅構想ということで、将来そこで良いのかとい議論は多々ある。ただ今議員が言われるようにスペース的な活用として良い雰囲気になりつつあるという、それは道の駅として充実しつつあるんだろうと思っています。そういう意味ではあそこでまず自分も以前から使用させて頂いたのは、あそこ道の駅でまず稼ぐ、本当に稼げるのか、その基礎を養ってからも本当に多くの町民が望むものであれば中心部に道の駅を移転する、そんな構想もしていいんだろうと思っています。

ただその基本をまず改めて道の駅を皆さんから醍醐味のあるいろんな商品を楽しみながら購入できるそんな基本的なものをどうやって構築していくかというのは、今たたき台を作りあげている最中でありますから、その状況も見ながら今後の道の駅の在り方に発展していく

んだらうと思っておりますので、その間は間違いなく道の駅として、まず基本的なもの、諦めるのではなくて充実させるためにどうするか、それはあすなろパン、センターも含めて展望台も含めて、トイレも含めて4つがしっかりとした拠点を作っていかなないとなかなかお客さんも呼び込むということにはなりませんので、そこはしっかり充実させながら今後運営にあたっていこうと思っております。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

終わりますが、これからの議論を待ちたいと思います。終わります。

◎ 議 長（谷口康之）

続けて、2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

引き続きまして、有機農業について質問をさせていただきます。

近年、北海道でも有機農業に参加する農家が増えているとの報道があります。農薬の人体への影響、化学肥料の地球環境への負荷などが考えられます。

新聞等にも、有機農業に参加した経験等も掲載されており、興味深く読んでおります。

国は、環境負荷を軽減して持続可能な農業を実現することを目的に有機耕作面積を2030年に6万3千ヘクタール、50年には100万ヘクタールに広げる方針を打ち出し、北海道も歩調を合わせているということです。

有機農業について、町長の考えを伺いますが、実は私、この質問をするにあたり数年前から消費者として考えたいなという気持ちがありまして逡巡しておりました。今同僚の議員さん達5人が農業をされていますので、その事も含めて素人の者が農業の事が分かるのかと言われるかもしれませんが、あえて質問を致しました。お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。有機農業は、化学農薬や化学肥料を使用しない、自然の生態系を活用して生産する農業形態の一つであります。近年、持続的な可能性や食の安全性、環境保護への関心が高まる中で有機農業は注目を集めているところであります。

しかし、有機農業を経営として成り立たせるまでには、栽培技術の難しさや時間とコストがかかること、また、流通の問題や規模拡大の難しさや有機農業経営体の位置づけの為には、有機JAS認証などを受ける必要があります。

現在、知内町には有機農家はおりません。また、有機農業を行うために適した空き農地もない状況です。そのようなことから、農協や地域の農業者から有機農業について、農業振興対策の要望はない状況であります。

知内町の農業は、施設園芸作物の経営体为中心となっており、近年の著しい気象の変動や病害虫対策により、土壌改良等がとても重要であり、農薬や肥料投入は必要不可欠であります。一方、完全有機化ではありませんが、農薬や肥料の使用量を低減して環境に配慮した経営に取り組んでいる農業者はおります。

また、当町では担い手の高齢化及び後継者不足による労働力不足が深刻であり、担い手確

保や新規就農対策などの労働力確保、農作業の省力化・効率化、野菜集出荷施設再編、農業水利施設の改修など課題は山積しております。

現在、環境に配慮した営農体系は重要であると認識していますが、有機農業について地域農業として取り組むことは、様々な課題があり、将来、農業技術の進歩や政府の補助制度、技術指導の確立により、当町内でも有機農業に関するニーズが増えてきた際には、農業関係機関や生産者団体が一体となり、有機農業に対する農業振興対策を検討していく必要があると考えております。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

2番、花井泰子君。

◎ 2 番（花井泰子）

今述べられたように、本当に課題が沢山あると思っています。農協との関係は、1番大きいのではないかと私は思っていますが、農地の問題、人手の問題、安くない農機具の事などそのことを考えると絶望的な気持ちにもなりますが、しかし、北海道では数少ない農家さんが有機農業に踏み出している事も事実です。

北海道新聞によれば、昨年と今年2回載っていますが旭川の例を出されています。有機米、お米なんですけど、有機米ぐんぐんと農薬使わず経費減、栽培ノウハウ普及等とそういうような新聞が載っていますし、昨年と同じ北海道新聞で有機農業、道内に根をはれと、そういうふうな報道もあって消費者としては心強いと思った次第ですが、しかしさっき言われたようないろんな条件がある中で、本当に大変だなあと、農家さんの苦労も少しは知っている身としては、簡単に質問は出来ないなという思いで実はいるんですが、消費者としては、この知内で少しでも農薬が少ない、化学肥料を使わないような知内の農家さんが作ってくれたら、地元で買いたいなあっていうのも正直な思いなんです。

それで、先程も質問の中で言いましたけれども、国は大きな目標を立てているんですね。そんな大きな目標を立てているんだったら、農家さんにきちんと手当なりいろんな事がそれについているのではないかなと素人しては思うんですが、そういう行為っていうのはあるんでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

国の振興策、みどり戦略が実施されてから今年で3年目になるそうです。それで2025年の目標としてオーガニックビレッジが目標として100市町村認定して頂くという目標に向かって既に今年目標を超える150の市町村でオーガニックビレッジの宣言をしたという事です。その中の町の1つとして先程出た旭川市もオーガニックシティ宣言をしている状況なんですけども、そこは大阪の泉大津市と協定を結んでふっくりんこ20t、これを有機農業で作って、それを大阪で給食センターに提供するとそんな協定もしている状況です。最終的には国は化学農薬の使用量を50%に削減するという大きな無機消の中でみどり戦略を進めている状況でありますので、北海道でもどどんどどん広がっている状況なのかなと思っています。

特にせたな町では一般的に北海道の有機農業というのは、飼料農業が多いようでありましてけれども、せたな町では米からアスパラから麦、豆類、ブルーベリー多岐に渡って、ちょっ

と認識不足だったんですけどもそうしたところの視察等も、もし出来るのであればどんな有機農業の方法でやっているのか、それもまた知って地元でどれだけ拡大出来るかっていうのはやってみたいなどは思っています。興味は凄くありますし、今外部からも有機農業をして、それを給食等に提供してはどうなんだというお話も頂いている状況でありますので、そういう意味では国の戦略でやっているところでもありますので、多少は増えてくるのかなと思っています。ただ、今これだけ物価高騰の中で有機農業と慣行農法、今やっている農法の中で米なんかを比べても今年は、5キロ4千円、5千円という単価が付く中で米を有機栽培して単価的に有機栽培はそれ以上の単価が付かないとなかなか採算が求められないという事なので、じゃあそれ以上の米を作って5千円、6千円の単価で販売できるのかという状況を考えれば、なかなか今の状況を考えれば、厳しい状況に至ってしまったのかなという気がします。

自分的にはちょっと気になるのは、能登半島でも今有機米ということで、馬糞由来の肥料を使って製造するらしいんですけども、一部化学者の見解なんですけども畜産由来の抗生物質は免疫機能を低下させる大変厄介な物だというお話もあります。じゃあ化学肥料を使う今の慣行農法はどうなんだということになれば、農薬は分解されやすいという事なんです。そういう意味での違いの中で有機農業も万全ではないという状況もあるそうです。自分もただ記事を見ての感覚なので、これがそういう状況なのかということとは分かりませんが、いろんなそうした畜産由来の肥料を使うという事になれば、そういう危惧もあるということなので、そんな意味では先程言うような物価高騰の中で米を作っても、じゃあそれ以上の単価で売れるのかという課題もありますし、このJAS認定をしなければならない、それにもまた毎年コストがかかるという状況もありますので、総合的に見た時には、あくまでも農家の判断で我々は支援していくということになるんだろうと思います。ただ国も間違いなく、みどり戦略の中でそうした戦略を立てながら予算を確保して、支援体制は十二分に整えながら、なんとか化学肥料の50%軽減という目標に向かって進んでいる所でもありますので、いろいろ我々も勉強させて頂ければ有難いと思います。

◎ 議 長 (谷口康之)

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

そうですね、せたなの話も少し聞いていまして、やっているんだなとそういうような気持ちではいました。

今、知内でもね、有機農業ではないけれどお米を作っている農家さん、特別栽培米として出している農家さんが2件と元町で今若い人が化学肥料は使わない、減農薬で野菜、トマトなどを作っている若い農家さんも出てきたりしています。若い人がいよいよ始めたのかなってちょっと嬉しい気持ちにもなっているんですけども、やっぱり1番は食というのが命の基本ですからね、やっぱり国としては農業にきちんと予算を回すべきだと思うんですよね。けどなかなかそういう状態になっていないという事では、農家さんも厳しいし、それから今外国から入ってくる農薬とか飼料なども3割4割と高騰しているというふう聞いています。ですから、この機会にもしかしたら大規模な農家さんではなくて、基本的に言えば家庭経営の農家さんというか、そういう所からでもとてもじゃないけどこんな高いの買われないと、じゃあ頑張って見るかというような農家さんも出てきてほしいなという気持ちもあるんですが、これもね、そんな簡単に言葉で言えるほどの問題でもないと思承知しながらいつているん

ですが、人手もいりますし、機械だって高いし、ですから何とかそういう農家さんを国が1番にね、価格を保障したりなんなりして、応援すれば1番良いんですけども、まずその前に地元でね、応援できる物が無いかという気もしますけれども、そんなところなんでしょうね。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

支援体制なんですけども、国の方で有機農業の交付単価という事で蕎麦類の雑穀飼料作物、それに対しては10アール3千円、それ以外の物については10アール1万4千円の支援をしている、または農業から有機農業に転換する時の支援もそれぞれ手厚くしているということなんで、それプラス町がどういう体制で支援体制を強化出来るか、それはあくまでも本当に拘りの中で農業者が一生懸命やるという拘りを持った農業者がどれだけ町内に出てくるか、その状況によって町の支援体制も変わってくるんだろうと思いますので、その辺は町内の有機農業に関心をもってくれる方々がどれだけ出てくるか、状況を踏まえながら支援体制を強化するべきだろうということであれば、強化させて頂きたいなと思います。

ただ間違いなくみどり戦略の中で国の施策としてやっていますので、その辺はいろいろ展開しなきゃならない、我々にも義務があるんだろうと思います。ただ転換すれば化学農薬が50%に軽減するというのではなくて、技術がどんどん発達しておりますので、その中で化学肥料でも軽減措置を図れる又は肥料の撒く度合いを減らせるだとかいろいろ今出てきている状況でありますので、農家さんの状況に任せたいなと考えております。

◎ 議 長 (谷口康之)

2番、花井泰子君。

◎ 2 番 (花井泰子)

そうですね、そういう事なんだろうというふうには思います。

農家さんの皆さんは多分できたら農薬をあまり使いたくない、基本的にですよ。そして化学肥料だってそんなに使いたくないって収量が出ないと経営が成り立たないから、そこはちょっと考えなければなりませんけども、農家さん自身はそういう気持ちの方がほとんどではないかなと、きちんと補償があれば、より安全な農業を営みたいというふうに私は思っているのではないかって思ってるんです。ですから例えば家族経営の知内なんかは大規模な経営は少ないと思うんです。ですからそういう面ではなんとか、さっき町長が仰ったような手を挙げて頑張りたいというような農家さんを応援したいし。どういうふうに応援したら良いか分からないんですけど、私達消費者の方にも大きな責任があるんじゃないかと思うんですね。

だいぶ前になりますけれども、デンマークに行った時にホームステイした所に朝起きて近くのお店に行ったんです。そうすると、ジャガイモなんかはとっても小さいんです。これどうなんだろう、日本と全然違う半分くらいの大きさしかないかなというふうに見てきたり、ニュージーランドには暫く半年くらいいましたので、有機栽培のお店にも何回も行って見ました。やはりそういう面では、日本よりは進んでいるし、農業の国からの支援も多分あるんじゃないかなというふうに見てきたんですけど、1つは小さくても安全な物が良いと、大きくて見栄えのいい、そうしなければ農協との関係でいろんなことがあるとは思いますが

が、そういう意識は私達消費者側にもあるんじゃないかなって、ちょっと思いますよね。この頃は形の歪な物も少し安く売られているので、それはそれで買わせてもらったりするんですが、そういう消費者の意識もやっぱり変えなければならいなっていうような気持ちでおります。ですから、やっぱり農業っていうのは、国の機関産業だと私はいつも思っていますので、農家さんを大事にして、出来るのならば少ない農薬、少ない化学飼料で作ってもらいたいと、で、この知内に住んで知内の農家さんが作った作物を食べたいと、消費者としてはそういう願いです。

話がまとまらないで申し訳ないんですが、今町長の話を知りましたので、せとな等でやっている所のお話を聞く機会を作ってもらったり、いろんな事に挑戦して頂きたいなというふうに思って質問を終わります。

◎ 議 長 (谷口康之)

ここで昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時です。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

一般質問を再開したいと思います。

次に6番、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

知内町地域防災計画についてということで、質問させていただきます。

知内町地域防災計画は、町内に係る防災に関し、災害予防、災害救急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能のすべてをあげて、知内町住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的かつ迅速的確に実施するため、地域の防災の万全を期することを目的として作成されています。以前にも一般質問と追跡質問をしておりますが、ようやく改訂版が示されたところであります。「災害対策基本法第42条に市町村防災会議は地域防災計画を作成し、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要がある時はこれを修正しなければならない。基本法第42条の5に地域防災計画を作成し、又は修正した時は、都道府県知事に報告しなければならない。」「知内町防災会議条例第3条の5では委員について」それぞれ標記されております。

そこで基本法をみると毎年防災会議を開催し検討する事になってはいますが、開催頻度と委員構成についてと、改訂版は北海道知事に報告されたのかお聞きします。

それと前回、日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画の作成を優先するというような事を答弁されておりました。別冊で知内町日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を作成されたとの事ですが、何時頃、議会や町民に示されるのかお聞き致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

災害対策基本法において、第42条第1項では、「市町村防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加えて必要に応じて修正しなければならないこと」、同第42条第5項では、「地域防

災計画を作成し、又は修正したときは、速やかに都道府県知事に報告するとともに要旨を公表しなければならないこと」が規定されております。

さらに、本町の防災会議につきましては、知内町防災会議条例及び知内町地域防災計画第2章第1節を根拠としているところです。

ご質問のありました、防災会議の開催頻度につきましては、地域防災計画を前回改訂した令和5年3月30日以降、防災会議は毎年開催できていない現状にあります。

また、委員構成につきましては、前回の計画改訂において、北海道や他市町村の計画に準じて、国や北海道庁の関係機関、町内公共的団体などを追加しております。基本的には委員を参集し防災会議を開催しますが、遠方の機関など委員の中には会議への出席が難しい部分もあることから、書面での対応も含め、防災会議の着実な開催を進めていきたいと考えています。なお、現在の委員数が条例の定数を超過していることから、12月定例会において条例の一部改正について提案させていただきたいと考えております。

北海道知事への地域防災計画の改訂版の報告につきましては、本年4月に、防災会議構成組織への知内町社会福祉協議会の位置づけ、知内消防署の移転新築、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の明記などについて、軽微な変更をしており、この機会に合わせて北海道渡島総合振興局危機対策室へ報告したところです。

なお、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に関しましては、国の中央防災会議において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」による震度、津波高等などを考慮して、特別な対策を講じる必要がある地域として、令和4年9月30日、本町も「地震防災対策推進地域」及び津波避難対策特別強化地域」に指定され、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の策定が義務付けられたことから、知内町地域防災計画」の改訂と併せて令和5年3月に同計画を策定しております。

しかしながら、別冊として取り扱っていた同計画につきまして、町ウェブサイトへ掲載していなかったことから、現在までには知内町地域防災計画と同じウェブページに掲載が完了しております。以上であります。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

前回改定したのが、令和5年3月までということで防災会議を開催したけれども、北海道の方には報告していない。そして令和6年、令和7年と防災会議を開催していないのが本年4月に社協の位置づけ等軽微な変更をして道の方に報告したということでもあります。今軽微な修正については、会長が修正し、次の防災会議に報告することになっています。次の会議というのは、いつ頃に開催されるのか、その辺りお聞きします。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。先程の答弁にもある通り、まずは条例の改正が終わっていなかったところで、12月に条例の方を改正させて頂いて、それ以降早ければ12月、遅くても1月とか今年度中には間違いなく開催させて頂きたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

なんでこんなこと聞くのって思っているかと思います。

まず、防災会議が開催されていない。それと令和5年の改訂版もこの期に振興局の方へ報告しているという状況と、そして日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画もウェブに掲載していなかったが、今回のしたということでもありますので、どうもこの一般質問を通告してから対処しているような感じに思えるんですね。

あまりにも計画性がないというか、その辺りがちょっと危惧するところなんですけれども、防災組織の会長は、まずは町長なんですよ。だけども町長が防災計画の内容を把握しながら主導を握っていくというのもなかなか難しい事なのかなと。確かに町長はね、町の関係の事をいろいろ対策を練ってやられていますので、防災に限って主導出来るかっていえば難しいと思うんです。じゃあ誰がやるのという話になると、総務課が担当なんでしょうけども、恐らく2年前からなのかな、前回の時も専門員をという話をしていたので、専門員の方がいると思うんですよね。その方がやはり計画をちゃんと熟知して、このうちの町に合うか合わないかを考えていかなきゃならないと思うんです。その辺りをうちの町に合致出来るようなものにしていかないと本物にならないんですよね。これね、きっと。その辺り体制を改善しなきゃならないものなのか、意識改革していかなきゃならないものなのか、その辺り町長お聞きします。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

申し訳ありません。議員仰る通り後付けのような対応、これは間違いなくご指摘の通りだと考えています。ただ我々も当初自分が就任してから強靱化計画等も作成が遅れているという中で、どうしたら進むのかと随分議論をさせて頂いて最終的に専門員の活用の中で進めるというお話もさせて頂きました。その中で専門員が外部から来たわけですから、地域の防災会議13町内会立ち上がったあとでありましたので、地域の実情に併せて町内の避難誘導はじめ安全対策どうやって強化していけばいいかという事で、当時鹿部町の防災監を頼りながら連携してくれと防災員にも着て頂いて協力体制強化しながら、いろんなまた北海道と連携しながら進めてきたらと思うっております。残念ながら議員質問して追跡質問もされて今回3度目の計画、防災に関する一般質問になりますけれども、本当に後付けの中でこうして右往左往している現状あります。そうした意味では反省しなければならないことだらけでありますし、実際防災会議も毎年本当に開催するという事、以前1回目の議員から質問あつて構成員、もう少し縮小してコンパクトに集まれるような体制にしないと機能性発揮できないだろうということも頂きました。その中で今回17機関から38機関に拡大している、これはあくまでも北海道の組織に右習えということで、それもやらせて頂いたところなんですけれども、ただ逆向するような流れになっています。正直。そう意味では多く反省しなければならないところなんですけれども、今後組織の部会制が正しいのかそれとも書面どとか委任状の中で対応するのがベストなのか、それらも調整しながら今後また言い訳苦しいんですけども、考えていかなければならないのかなと感じている所です。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

人員に関してはね、やはりそういう幅広い専門の見識が欲しくなるだろうから、広がっていくのはしょうがないのかな。ただ承認だとかそういうのを受けなきゃならないので、書面決議だとかそういうのでも全然問題ないのかなと思うんです。それと私前回それこそ、隔年でも開催した方が良くないかという話をしたんだけど、これ、もう法律で決まっているんですよね。毎年やらなきゃならないってことになっているもので、そこもちょっとね、私の認識不足というのもあったんですけども、適正に運営していってくれば良いのかなという部分ではあるんですけども、なにせ誰かがやっぱり主導していかなきゃならないというところで、やっぱり専門員の方にちょっと頑張ってもらわなきゃならないのかなと思っております。

それとちょっと話変わりますけれども、大規模災害の時に災害対策本部が設置されます。そこで業務分担が大事であって誰がなんの役割を役場職員がやはり1人1人把握していきなや駄目なんだろうというふうに思います。

やはりそこをするにはやはり周知していかなきゃならない。周知方法はどうすればいいんだっていう事なんですけども、4月人事異動あった時にやる所もあるのかもしれないけれども、多分それだけじゃわからないと思うんですよね。やっぱり何かとなると防災訓練を年に1回でも開催していかなきゃならない。そこも前回も言いましたけれども、町全体でやれば1番良いのかなというふうには思っています。それをやることによって町民の防災意識の向上に繋がったりということもあるし、やはりこの町中っていうのかな、きらく地区だとか、渡島知内もそうなんですけども、恐らく浸水区域になっている。川が氾濫しても多分浸水区域になっていると思うんですけども、その辺りをやっぱり車で逃げる、徒歩で逃げる、その区分けも前回言われた通り、まだ区分けはなっていないと思いますけれども、今日の新聞かな、新聞にも函館市内とは限らなかったかな、74%の人が車まで避難していると、移動しているという事が今日の新聞に載っておりました。当然うちの町も車で移動する方が多くなるんだろうというふうに思うんですね、そこで1次避難場所何処なのっていうところになると、この辺でいくと川を渡っていかなきゃならない。そういう場面が出てくる。それで本当に大丈夫なのかなという所もあるんですけども、まず渋滞ですね。墓地公園の辺りなんかは、本当に渋滞で車動かなくなると避難出来なくなる状況になるのかなと思うんです。その辺りをやはり改善していかなきゃならないんだろうというふうに思いますし、避難場所の集まった所も車の台数があって置き切れないとか、そういう状況が出てくるんだろうなど。それが把握できると整備する所を整備していかなきゃならないというふうになると思うんです。その辺り町民全体とはいいませんけれども、この辺の地域、避難場所が重複しているような場所、そういう所だけでもいいから、避難訓練合同で出来れば良いのかなと思うんですけども如何でしょうか。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

詳しくは後程総務課長の方から説明をさせて頂きたいと思っておりますけれども、東日本大震災後、また新たな地震が発生して避難誘導の仕方、それまでは徒歩で避難しようという話

になっていたんですけども、それで良いのかということで新たな車の避難のルートのものを考える必要があるだろうということで、自分達も防災計画の中ではいろいろ話をさせて頂いて、今後の対応としてやはり車で先頭で避難して頂くためには、車が多く駐車出来る空き地、広場も必要だろうという事で、まずそこを目掛けて車で避難をしてもらう。その後に徒歩で避難する方が混雑しないように、危険性が伴わないような行動にするべきだろうという議論はさせて頂いて、それも含めていろいろ話し合いはさせて頂いている所なんですけども、なかなかまとまりきっていない状況の中で、今日まできているという現状であります。

これからいろんな想定をしながら積み重ねる、あくまでも計画は机上の中での提案でありますので、それをより充実したものにするためには、やはり避難訓練、これで経験を積み重ねてまた改修する所は改修して進むというのが基本的なものだと思っていますので、その辺は重々理解しながら今後もという話をすればいつなのかという話になるかと思えますけれども、しっかりそこを対応出来るように基本計画をしっかり対応するように指導をしていきたいなと思います。

またちょっと補足的に総務課長の方から。

◎ 議 長 (谷口康之)

森永総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。車の避難の関係について、まず先に1つご説明したいと思います。

昨年度ですね、森越町内会で実際には避難訓練ということで実際にある一時避難場所、高台にありますそちらの方で避難訓練をしました。その時は近くの方は徒歩、自転車もありましたが殆どの方が車で避難という形で、やはり皆車で避難するものなんだと再認識しております。この間の地震、ここは起きませんでしたけど津波警報の時もやはり墓地公園に、中心は前浜地区の方でしたが、車で10台までいきませんでしたけど、避難したということで、まず避難の第一歩が車になるんだらうなというのが、そこでも再認識したという状況であります。

実際にはハザードマップでは謳っていませんが車で避難される方は、近場の避難場所に行ってもらおうというのが、まず最優先ですが、出来ればもっと遠くについていう所も、湯ノ里目指して欲しいという所もちょっとメッセージに付けさせて頂こうかなと部内では検討しています。ただそうすると、また複数の道路をまた複数の台数が通って行くという事になるので、そちらの方はやっぱり渋滞が起きないかどうかというのを6番議員仰る防災訓練全体での防災訓練等で大規模なものをやって検証していかなければならないのかなと思います。

ちょっとですね、大きい防災訓練やるまでに、今は各地域の自主防災組織による防災訓練ってやっています。ただハザードマップ発表されてから、町民の意識職員の意識大分変わっています。地域防災計画改訂したという事で昨年度ですね、職員向けには説明会をやったんですけど、やっぱり実際の避難訓練とただの地域防災計画というこの文字で書いたものと実践って違ってくると思いますので、そういう落とし込みをやる為にも防災訓練なんか一応11月にやりたいなと思って計画するんですが、なんとかそういうふうに進めていきたいなと考えている所でございます。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

災害から町民の生命から身体、財産を保護するため防災関係機関をはじめ、広く町民が台風・津波・地震等について関心を高め、災害に対する備えの充実強化を図るため、地域防災の日を設定しということで、ちゃんと計画に載っているんですね。それが小谷石豪雨の災害の日9月24日となっております。それでその日に限ってという話ではないんでしょうけども、9月1日が全国的には防災の日になっているようですから、その日に限ってという話ではないんでしょうけれども、やはり職員の周知もそうなんだろうけれども、町全体で行うことによって防災の意識が、先程も言いましたけれども高まるということだと思えます。

それで今言われていたように湯ノ里まで行けるかという、そこは避難生活するために行かなきゃならない部分になるのかなという気もしないわけではない。一時避難で湯ノ里まで行けるのかという所も考えなきゃいけない所だと思うし、その辺りはどうなのかなと思います。

先程もカムチャッカ半島の地震の時の函館の道路が渋滞しているという所もありますしね、なにせ全体でやる事によって、じゃあ何処がどうなるのっていう、今やっていないから何処を直そう、何処をこうしようとかっていうのも出てこないと思うんですよ。やらないと恐らく分からない。やることによってこの計画もちょっとずつ改善していかなくちゃならない。そういう形が1番ベストなのかなというふうにも思いますので是非とも、もう一度検討を町長主導という話ではないんですけども、その辺りは町長が年に1回全体でやりましようよという気持ちがあるのであれば、そこを主導していってくれれば、1回には出来ないかもしれないけれども何年後には全部出来るようになるとか、そういう流れになると思うんですよ。その辺りもう一度お願いします。

◎ 議 長 (谷口康之)

西山町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

防災員を置くという事で防災強化に努めてきたつもりなんですけども、防災員ともいろいろ協議をします。先程カムチャッカ半島地震の後もいろいろ初動調査という事で、本部を立ち上げるだとか、いろんな基本的なこと、マニュアルしっかりしていないとなかなか自分も避難指示だとか、以前にも言わせて頂いたその情報だとか、集まらない状況であればなかなか難しいだろうという、本部を立ち上げてどういう行動をするか、そこでしっかり整理をして行動に移して頂く、そして避難所の管理だとか地域の被害状況だとか確認をして頂いて最終的にその情報を集めるという、その中で最終判断をさせて頂くということで、ずっとやってきたんですけども、なかなか本部を立ち上げる前に行動をしてしまうというか、動いてしまうという、そういうことを1回整理しましょうと改めて今指示を出している所なんですけども、それもまだ残念ながらあがっていないということで最終的には、先程答弁にもありましたけれども12月定例会で20名以上の場合の条例改正をして頂いて、その後カムチャッカの検証をした中で併せて防災会議に向けてそこである程度たたき台を作って頂いて、その後また修正を加えながら今後に向けて進めていくと。

防災会議、年に1度やるべき案件が多々あるんです。やっぱり専門家の知識を吸収してそれをどう入れ込むかっていうのは、我々の必要最低限やるべき義務なので自分達の中で整理しようとしてもなかなか難しいところがあるということで、それは間違いなく自分の責任で

やらせて頂きます。発破をかけてでも、もうそろそろやるべきだという事である程度何月にやるだとか、そういうのを定めながら、これからしっかり対応させて頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

真剣に取り組んで頂けるということですので、今後変わっていくんだろうなというところもあるんですけども、本当に今日たまたま朝にウェブサイトを見てきて、津波襲来時の避難施設の場所が書かれております。津波以外の災害避難施設場所ということで19箇所あります。この中でですね、どうも津波以外の災害時の避難施設ということで、その下に大雨や河川の増水、これ多分知内川が氾濫した場合だとか、各川が氾濫した場合だと思うんですけども、その時は津波の襲来時の避難場所と同じ箇所に避難しなきゃならないのかなというふうに思うんですよね。この辺り、誰がどういうふうに決めたのかも分からないんですけども、分かります、これ。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。地震、津波の時の浸水区域のシュミレーションとやっぱり大雨洪水時のシュミレーションの条件がちょっと違うということで、津波の方はやはり遠くで地震が起きて海を中心に海岸線、川を上る部分も一部あるということのシュミレーションになっています。

やはり洪水の場合は、この川で1時間に何ミリリットル降ったら、こういう形で氾濫してきますよというシュミレーションになっていますので、必ずしも浸水区域が被っていないと、そうなるここに避難して下さいという場所も変わってくる。それで場合によっては洪水の場合は、中央公民館の2階以上もOKだとか、そういうような設定になっているということで、やっぱり一口に避難所と言っても、そういう意味で変わってきているという所がございます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

中央公民館も避難所になり得るということ申されておりましたけれども、ウェブにこれが載っていて、これに中央公民館が載っていないというのが如何なものなのということになってきます。きらく町内会、この辺りは川を渡れるかどうかという所までいくと氾濫したりすると思うんです、きっと。そうなればやっぱり1番高い所と言えば、役場庁舎か中学校若しくは担い手センターだとか、実際に本当にそういう所に逃げるような場所を設定した方が良くないかと思うんですよね。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。ウェブサイトの方はこの後確認させて頂きたいと思います。

町民全体にお配りした防災ハザードマップの方では、ちょっとその辺り直っていると思います。実際には地震の時も津波の時もですね、洪水時も川を渡る場所に避難してくれという

ような勿論シュミレーションはしてございません。川を渡らないで行ける避難所、そちらの方に避難して頂くということで地域の自主防災会議から、相談あった時は勿論そういうようなアドバイスをしまいたいと思っていますし、実際にそういうアドバイスをしているところでもあります。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

はい、分かりました。ウェブサイトに乗っているという事は、これを見る人はここが避難場所だって勘違いする可能性があるんで、そこはちゃんと正して頂ければと思います。

それとちょっと、教育関係、教育長に聞きますけれども、学校関係も避難場所だとかっていう所は指定されていると思うんです。高校は何処、中学校は何処、小学校は何処っていう所があると思うんですけれども、その辺りそうですね、津波浸水だとか川ですか、川が氾濫した時とかの逃げ場所という所はどういうふうに設定されているのかお知らせ願います。

◎ 議 長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（堂下則昭）

お答え致します。小学校、中学校、高等学校に関しましては、避難場所は集荷場の方になっています。ただ、先日のような緊急の場合には、そこまでいく時間がないとすれば、垂直避難ということで今考えています。ですから高校は屋上、中学校も屋上、小学校の場合は低い場所にありますので、中学校に行くのが良いのかなというふうな形でもって、今校長会とも詰めて、最終的にはそういう形で教育委員会と連動してやっていくということで確認はとってあります。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

高校、中学校は恐らく最上階にいけば何とかなるのかなと思います。小学校は私も危惧したところなんですけども、中学校に行けるかって言えば、やっぱり一番近いスポーツセンターだとかそういう所の上の方に逃げられるような本当に実際に逃げる所と言ったら、近場になるんじゃないかと思うんですよね。その辺を本当に把握しながら設定していくというような事を1つ1つやっていってほしいというのが私の思いなんです。

それとなんていうのかな、去年、一昨年だったかな、宮城県で大川小学校の場所を見ってきました。学校のすぐ裏山には子ども達が栽培しているキノコの畑みたいのがあって、いつも山に登っているような感じなんです。けども、避難場所の区域が橋のたもとだった。橋のたもとまで、どうするってグラウンドに集まって子ども達を連れて行くかどうするかということで、避難場所が指定されているからそこに行くべと言って先生方がそっちの方に子ども達を誘導して行った。したら、津波が来て流されてしまったという経緯があるんですね。だから、その一時避難場所を間違った場所に設定してしまえば、そういう可能性が出てくるというところになってくるので、その辺りの設定って本当に大事なんだろうと思うんですよね。その辺り、もう1度お願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。ハザードマップの方に載せている一時避難場所等はやはり地区の住民が避難してもキャパオーバーしないという事もそういう設定をさせて頂いております。

あとですね、施設は施設毎に役場は役場、中学校は中学校で、小学校は小学校で、こういう時はこういう避難をする、災害の規模にもよると思うんですけど、そういう事を自分達で決めていくという所が必要になってくるというところで、施設毎に決めて下さいというものもあります。実際にはしおさい園さんとかは、上の階に行こうとかそういう事を決めているという事があるので、そういう所を確実に設定して確認していく、こういうことが大事になってくるのかなと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

そういう設定の仕方も総務課長がやるんじゃないなくて、本来は専門員の方がやってもらうという形にはなると思います。その辺りの本当に指導というか意識改革というものをやってほしいなというふうに思います。

最後に1つ、町長の公約、前回は質問させてもらいました。防災シュミレーション、確か進めていくということをおっしゃってございました。映像でなんちゃらかんちゃらということだと思んですけども、これって作られましたか。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

シュミレーション映像で一般的に報道でも流れている、知内町に津波が来たらこういうふうになりますよという危機迫るような映像、それを作ろうとしたんですけども、それよりも3D映像でまずどうなんだという話も出て、今それは完成しています。それは小谷石を想定した部分なんですけど、専門的にちょっと間違えれば困るので、総務課長の方に。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。災害シュミレーションとは違うんですが、小谷石の砂防区域の事がありまして、昨年度の予算でドローンで撮影して今の砂防ダムがどういう状況になっているかとか、見た目だけなんですけど、それが確認できるような3Dのドローン、クリックするとこう動かせるんですけど、そういう事業を昨年度やっております。実際にですね、この定例会の何処か終わった時に時間があればですね、ちょっと事務局長のお願いして皆に見てもらいたいなという話はしてました。ちょっと災害のシュミレーションとは違ってですね、今の砂防ダムそれぞれあります。どれくらい砂が溜まっているのか、木が生えているのかなとか、水がどれくらい溜まっているのかなということが、ちょっと撮影したのが秋ということで葉っぱが枯れて木が見える、ちょっと地肌が見えるような状況の撮影は行っておりますので、やっぱり自分の目で確認しに行けない所が可視化出来るとか、3Dで見れるとかというのは、やった価値はあるのかなと思っていますので、皆様にも確認して頂きたいなと思っています。

説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田顕人君。

◎ 6 番（山田顕人）

映像でのシュミレーション、恐らく見ると恐怖にかられるというような形になるのかなと思うんです。実際のところはやっぱりこういう雨が降ったらこういう川が氾濫したら、すぐ逃げなきゃ駄目なんだという防災意識が高まる部分ではあるかと思います。その辺りも含めて防災のシュミレーションというか避難のシュミレーションをした方がいいのかなと思ったりもするんですけども、いつ来るか分からない災害、ここ最近が激甚化している災害です。それに備えられるような知内町にあった防災計画、それで防災会議が適正に運営されていくことを期待して私の一般質問を終わらせて頂きます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

いろいろ提言を頂いて本当に謝るところだらけなんですけど、申し訳ないなという思いをしています。今後一層気を引き締めて内部でもいろいろ協議をして、如何にスピーディーにこの計画を作りあげるか、また上乘せの修正をかけられるか、それを徹底的にやらせて頂きたいと思います。カムチャッカ半島の地震で初めて以前しゃべりましたけれども、地震の無い津波ということで経験をさせて頂いて、当時11時半頃に30cmくらいの津波が来ますという情報だったんですけども、延びて延びてなかなか警報が解除にならない、本当に北海道全体の中でももう少しこまめに津波警戒出すとか、注意報に変えるだとか、そういうお願いをするべきか悩んだんですけども、いろいろ地震の在り方に後発地震というのが多々あります。そうした中で第2波が来た場合、そうした大きい地震がまた発生した場合、第2波というよりも3波、4波に繋がってくるという危機感があります。そういう意味でなかなか警報解除できなかったのかなと想像しながらやっているんですけども、ただ地域によって30cmの時に本当に最大津波の想定をした避難場所のいくべきなのか、そういうものも含めながら専門知識のある方々のご意見を聞きながら、こういう場合はここの避難でいいんじゃないかとか、少し狭めてもいいんじゃない、そういうアドバイスが本当に頂けるのであれば、その状況状況に併せた判断をしていくのがベストだと思っています。今回しおさい園で高齢者を守ることで津波警報に変わった瞬間に、入居者、利用者を上に上げるのが大変だったそうです。そういう状況を踏まえて鑑みれるのであれば、1階のままで大丈夫ですよというアドバイスも出来るだろうと思いますので、その辺じっくり専門委員の方々と協議をしながら今後どう反映できるのか、全くできないということであれば、同じような体制になると思いますけれども、そこを議論させて頂いて毎年本当に積み上げて、より効果の大きい防災計画にさせて頂きたいと思います。

◎ 6 番（山田顕人）

ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

これで、一般質問を終わります。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出があり

ました。これを許します。

西山町長。

◎ 町 長（西山和夫）

第3回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和7年第3回知内町議会定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、承認2件、議案12件、認定6件、報告3件、諮問3件であります。

承認第1号及び第2号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）請負契約の変更を9月1日付で、また青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の変更を9月3日付でそれぞれ専決したものであります。

議案第1号の令和7年度知内町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出それぞれ2億3,241万7千円を追加し、総額を6億9,258万8千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を総務費の財政調整基金積立金に3,714万5千円。公共施設等整備基金積立金に7,714万5千円を積立てる他、知内町物価高騰対策くらし応援事業として全町民へ応援券等を配布する費用を3,114万9千円を追加したことによるものであります。

議案第2号の令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ5億1,411万8千円を追加し、総額を5億8,911万1千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン予防接種料として260万8千円の他、前年度繰越金を基金積立金に追加するものであります。

議案第3号の令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ2億2,511万8千円を追加し、総額を9,266万7千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰出しするものであります。

議案第4号の令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ2億7,444万8千円を追加し、総額を5億5,706万2千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を国庫支出金等過年度分返還金及び基金積立金に追加するものであります。

議案第5号の令和7年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出の営業費用に50万円を追加するもので、管路等修繕費の増によるものであります。

議案第6号の職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、休業制度が拡充されたこととなったことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第7号の知内町の休日を定める条例等の一部を改正する条例については、本町の年末年始の休日を北海道や近隣市町に合わせる事で行政事務の効率化を図るために、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号の知内町青少年交流センターに係る管理者の指定については、令和8年4月1日から5年間の指定管理者として株式会社スリーエスを指定致したく議会の議決を求めるも

のであります。

議案第9号の青少年交流センター涌元棟管理備品購入については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

議案第10号から第12号までは、地方自治法第286条1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約、北海道市町村職員退職手当組合規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更するものであります。

認定第1号から認定第4号までは令和6年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計4会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第5号及び第6号は、令和6年度知内町水道事業会計及び知内町下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第1号は、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

報告第2号は、株式会社スリーエスの業務報告について。

報告第3号は、令和6年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。

諮問第1号から第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第10、承認第1号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案3ページをお開き願います。承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次に4ページです。専決処分書。国庫債務負担行為サンナス橋架替工事（上部工）請負契約の変更について。請負契約の変更が生じたが時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決する。

記、令和7年第3回知内町議会臨時会において第3号議案として議決を経た工事請負契約（国庫債務負担サンナス橋架替工事（上部工）の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により議会の議決を求める。

1、工事名、国庫債務負担サンナス橋架替工事（上部工）。2、契約金額です。変更前の契約金額1億8,909万円、変更後の契約金額1億8,691万2千円。3、理由です。サン

ナス橋架替工事の上部工と護岸工を平行して施工する中で、当初設計時と施工条件が変更となり施工区分についての設計変更に伴い、契約額を変更する必要が生じたものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

私の方から詳細の内容について、ご説明させていただきます。説明資料の16ページをお開き願います。

1の工事名から3の工期及び5の契約相手には変更はございません。4の契約額につきましては、先程総務課長が説明した通りでございます。

6の変更理由ですが、サンナス橋架替工事は昨年度より着手しており、昨年度は下部工が完成しております。それで今年度は、上部工と護岸工の2つの工事を平行して施工しており、その中で当初設計時と施工条件が変わったことにより互いの施工区分を変更する必要は生じたため、設計変更を致しました。

次に、17ページをお開き願います。2つの図がありますが、左側の図が設計変更前の図面で右側が設計変更後の図面になっております。それで赤い部分の着色部分が上部工、青色部分が護岸工の施工部分を示しております。左側の図において左側上部の赤い部分ですが、当初設計では現状の状態では施工を進めるには川幅が狭く、流水断面を確保するために既存護岸を掘削し、川幅を広げて土のうを設置する工事を行う必要があります、全体工程を加味し、当初は上部工で工事を行う予定でしたが、昨年度施工した下部工の施工業者が施工性向上のために当初設計より川幅を広げて土のうを設置したことにより、十分な流水断面が確保出来ることが確認出来たため、一連の工事の流れで護岸工にて施工するように変更致しました。

また右側の図で赤色部分が増えておりますが、当初は右下の赤い部分の1箇所のみを上部工の仮設ヤードと近接するという理由で上部工の施工区分としておりましたが、これもやはり工程調整及び施工性についても上部工に橋桁施工後の方が施工しやすいこともあり、全箇所上部工にて施工するように変更致しました。結果、仮締切工事等を省略できることから、護岸工においては130万円の増額、上部工においては210万円の減額ということで設計変更を行っております。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第1号を採決します。

本案は報告のとおり承認するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

● 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第11、承認第2号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案5ページをお開き願います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次に6ページです。専決処分書。青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約について。請負契約の変更が生じたが時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決する。

記、青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事請負契約の変更について。

令和7年第2回知内町議会定例会において、第8号議案として議決を経た工事請負契約（青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事）の一部について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定により議会の議決を求めます。

1、工事名、青少年交流センター涌元棟改修建築主体工事。2、契約金額です。変更前の契約金額3億360万円、変更後の契約金額3億1,344万5千円。3、理由です。設計変更に伴い、契約額を変更する必要が生じたものです。

詳細につきましては、担当課長よりご説明させていただきます。

◎ 議長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

私の方から詳細の内容についてご説明いたしますので、説明資料の18ページをお開き願います。

1の工事名から3の工期及び5の契約相手には変更がございません。4の契約額につきましては、先程総務課長が説明した通りでございます。

6の変更理由ですが、説明資料19ページの方で説明いたしますので19ページをお開き願います。変更理由の1点目です。当初設計では既存図面から判断をしてアスファルト防水の上に敷いてある保護砂利を撤去して、その上に新規でアスファルト防水を施工する予定でしたが、現状は保護砂利がアスファルトで固着されており撤去することが困難なため、保護砂利の定着部分を撤去し、モルタルで穴埋め、不陸調整を行い、その上に防水下地として新たにアスファルト成型版を敷く必要が生じたためであります。

写真の中央の赤で囲まれた部分が防水を改修する範囲で右側の写真が現況写真になっており、表面がクレーター状になってボロボロになっているのが、固着した保護砂利になっております。

また2点目ですが、プール屋根の採光用ポリカーボネート波板の劣化や雪害により雨漏りが確認されたことから、ポリカーボネート波板の葺替が必要となったためであります。写真右側の黄色の部分の葺替範囲になり、右下の写真では波板の先端がボロボロになっているのがお分かりかと思えます。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、山田顕人君。

◎ 6 番 (山田顕人)

建築のことはあまりよく分からないんですけども、屋根の砂利がなかなか取れないからということで調整のモルタルを打つということなんでしょうけども、厚みがどれくらいでひび割れはしないものなのかその辺りちょっと心配なのかなと思うところ、それとそれをやることによって重量が持つのか持たないのか、その辺どうなんでしょうか。

◎ 議 長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。砂利の厚さですが、約平均で5cm程あります。通常ですとアスファルト防水の上にナイロンシートが敷いてあって、その上に砂利が敷いてあって表面の1cm位だけ固めてあるような状態で、それですと砂利部分だけ剥がして既存の防水の上にまた新規でやるということが可能なんですけれども、5cm全てアスファルトで固めておまして、それを撤去するとなると既存の防水も傷めていってしまうことになりますので、撤去した後また仮防水をして正規の防水をするという二重の防水をすることになるということで、工事費ももっと高額になるということから今回は保護砂利を再利用する形でやろうと考えています。それで重量なんですけども、スラブの構造強度を計算した結果もつということでしたので、写真に写っている通りボロボロになって穴が開いている所をまず平滑にしまして、その上にアスファルト成型版という厚さ5、6mmのアスファルトの板があるんですね、1m位の大きさです。それを全面に張りまして、その上に新規にアスファルト防水をするという形になります。以上です。

◎ 6 番 (山田顕人)

ひび割れは出来ないの。

◎ 議 長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。ひび割れはすると思うんですけども、その上にアスファルト成型版敷いていますので防水には影響が無いものと考えております。

◎ 6 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

本案は報告のとおり承認するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。議案第1号の審議の前に執行部から議案の訂正がありますので、よろしくお願い致します。森永総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

すみません、訂正のお願いでございます。

議案第1号の7ページでございます。第1条の所でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,909万4千円と書いてありますが、2億3,241万7千となります。

それと次の行です。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,926万5千円となっておりますが、これが69億5,258万8千円となります。数字の方は8ページ、7ページの1番下の計の欄、補正額の計の欄と合計の欄を数字に直るということで訂正させていただきます。

すみません、宜しく申し上げます。

◎ 議 長 (谷口康之)

審議の途中ですが、ここで暫時休憩致します。

再開は、2時15分と致します。

(休憩 午後2時00分)

(再開 午後2時15分)

◎ 議 長 (谷口康之)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

● 議案第1号 令和7年度知内町一般会計補正予算(第7号)について

◎ 議 長 (谷口康之)

次に日程第12、議案第1号、『令和7年度知内町一般会計補正予算(第7号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案7ページをお開き願います。

議案第1号、令和7年度知内町一般会計補正予算(第7号)について。

令和7年度知内町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,241万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,258万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、23ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に21万9千円を追加し、2億1,009万1千円とするものです。令和7年度の税制改正に対応して12節委託料に人事給与システム改修業務委託料を追加するものです。

次に24ページです。3目財産管理費に90万円を追加し、4,412万1千円とするものです。13節使用料及び賃借料に公用車にテレビ受信料を追加するものです。詳細につきましては、説明資料で説明しますので総務課の2ページをお開き願います。

公用車のテレビ受信料についてです。1の概要です。テレビ視聴機能付きカーナビーション搭載の公用車について、NHKとの放送受信契約がされていないことが判明したため支払いに必要な予算を追加補正するものです。

2の対象台数・契約台数等です。公用車45台のうち対象となる17台について契約するものです。一番古い物で平成14年度まで遡る事となります。

3の補正予算額4の予算科目は記載の通りです。5、今後の対応です。今後NHKと協議の上、受診料支払い等の手続きを進めます。

尚、テレビ視聴が不要な公用車については、受信機の撤去や配線の切断により次年度以降受信料の無いよう対応する考えです。

議案に戻って頂き25ページをお開き願います。4目財政調整基金費に1億2,429万円を追加し、3億1,425万3千円とするものです。24節積立金で財政調整基金積立金に3,714万5千円、公共施設等整備基金積立金に7,714万5千円、地域福祉基金積立金に1千万円を追加するものです。

令和6年度の一般会計の決算に伴い繰越金が確定したことから、地方財政法の規定に基づきまして、1/2以上の相当額を財政調整基金に、残りについては今後に見込まれる公共施設整備のための財源として公共施設等整備基金に積立てるものです。

尚、当初予算措置済の繰越金8千万円の内、4千万円を一般財源としていたことから、今回ですね公共施設等整備基金積立金に予算を組み替えることとしております。

併せて行政報告にもありました協本様からの寄付金について、地域福祉基金に積立するものです。

次に26ページです。11目自治振興費86万1千円を追加し、3億3,982万2千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で湯ノ里地区除雪推進助成金を追加するものです。詳細につきましては、説明資料で説明しますので、総務課の3ページをお開き願います。

湯ノ里地区除雪推進事業（除雪機更新助成）です。1の趣旨・目的です。国道と湯ノ里町内会館（旧湯ノ里小学校）を結ぶ町道湯ノ里稲荷線の歩道については。除雪ロータリーが入れないことから、以前から通学路歩道として、現在は指定避難所への通路として湯ノ里地区シ

ニア有償ボランティアに除雪業務を委託しているところです。

今般、その除雪機が年数を経過し、修理等に経費が掛かり、最新機種よりも性能が劣ることから、効率化・能率化を図るために除雪機の更新に対し助成するものです。

2の除雪機の概要及び助成額です。概要については、資料記載のとおりです。また、町助成額については、知内町コミュニティ整備事業の補助率70%を準用し、86万1,000円と見込んでいます。

3の予算科目・予算額については資料記載の通りです。

議案に戻って頂きまして、27ページをお開き願います。2項徴税费、2目賦課徴収費に28万6千円を追加し1,649万円とするものです。12節委託料で特定親族特別控除新設等の令和7年度税制改正に伴い、個人住民税システム改修業務委託料を追加するものです。

次にページに飛びまして、42ページをお開き願います。

9款1項1目消防費に38万7千円を追加し、4億362万8千円とするもので、18節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金で、知内消防署公用車カーナビのNHK受信料未契約分を支払するため負担金を追加するものです。

また21節保障補填及び賠償金で知内消防署建設予定地における立木調査の結果により、補償費を追加するものです。

次に43ページです。2目災害対策費に580万円を追加し、2,668万5千円とするものです。11節役務費に災害対応ドローン動産総合保険料と17節備品購入費で災害対応ドローン購入費を追加補正するものです。詳細について説明資料で説明しますので、総務課の4ページをお開き願います。

災害対応ドローンの導入について、趣旨・目的です。災害発生時において、被害状況把握や住民等へ情報伝達等の災害応急対策のため導入するものです。

災害対応ドローンは、高画質カメラ、赤外線カメラの機能を備え、災害現場の上空から被害状況や人命の情報の迅速な収集を可能にし、被災者の発見、救助活動などに役立てるものです。

2の災害対応ドローン（購入予定機種）の概要です。機種のスぺックについては記載の通りですが、知内消防署に導入されているドローンの後継機種を導入し、町と消防署が相互に連携して運用できるようにと考えております。

因みに画像は、元町地区墓地公園付近でヒグマを捜索した時のドローンの画像です。夜ではありましたが、左側はサーモ画像でヒグマの体温が黄色に表示され、ヒグマの姿も捉えることができたものです。

3の事業費及び財源内訳です。保険料で30万円、購入費で550万円の計580万円で、ドローンの購入費については緊急防災・減災事業債の充当を考えております。

議案に戻って頂きまして51ページをお開き願います。13款1項職員等給与費に24万円を追加し、7億7,831万5千円とするものです。3節の職員手当等でヒグマ出沒による職員によるパトロール対応等のため不足が見込まれる管理職特別勤務手当を追加するものです。

総務課関係は以上です。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

それでは生活福祉関係の補正予算についてご説明致します。議案の28ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に3,114万9千円を追加し、8,708万1千円とするものです。10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に対応する事業の実施のため、必要とする額をそれぞれ追加補正するものです。詳細につきましては、説明資料でご説明しますので説明資料9ページをご覧ください。

令和7年度知内町物価高騰対策くらし応援事業についてご説明します。

概要です。物価高騰は現在も続いており、特に主食であるうるち米の価格上昇は、家計への大きな負担となっているのが現状です。町ではくらし応援として、全世帯へ知内産米（5kg）及びくらし応援券を配布するものです。

事業内容です。知内産米については1世帯につき、知内産米5kgを配布、くらし応援券については、町民1人につき知内商工会商品券5千円分を配布し、対象者は基準日令和7年12月1日において知内町に住民登録があるものです。

くらし応援券の利用期間は令和7年12月1日から令和8年1月31日までの2カ月間です。配布方法はゆうパックによる配送を予定しております。

事業費です。10節需用費に知内産米の購入費、くらし応援券の印刷・製本費、配布にかかる消耗品として1,039万9千円、11節役務費に郵送料として132万円、12節委託料に町産米封入封緘業務委託料及び応援券換金等業務委託料として43万円、18節くらし応援券換金負担金として1,900万円となっております。事業費の合計は、3,114万9千円で財源内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として402万9千円、ふるさと創生基金より2,712万円となっております。

議案に戻り29ページをご覧ください。2目国民年金費に14万6千円を追加し、32万1千円とするものです。12節委託料に年金生活者支援給付金システムについて、令和7年度の税制改正に対応するため、改修業務委託料を追加するものです。

次に30ページです。3目老人福祉費に180万3千円を追加し、1億974万2千円とするものです。12節委託料に後期高齢者システムについて、子ども・子育て支援金制度の設立により後期高齢者保険料に支援金率が上乗せとなるため、連携収納等にかかるシステム改修が必要になり、改修業務委託料を追加するものです。18節負担金補助及び交付金で北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する令和6年度市町村療養給付費負担金の額の確定に伴い、減額するものです。

次に31ページです。4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に639万3千円を追加し、2億1,359万5千円とするものです。12節委託料に医療費助成システムについて、ひとり親医療、更生医療・育成医療、重度医療の公費負担医療マイナ保険証に併せ一本化するために、改修業務を委託するものです。詳細については説明資料の10ページを後程ご参照下さい。

18節負担金補助及び交付金に今年度の新規事業であります。補聴器購入費助成事業において申請が既に8人より10件分あり予定数に達しましたが、相談や問い合わせが続いている状況のため追加補正するものです。22節償還金利子及び割引料に障害児入所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金における令和6年度実績額の確定に

に伴い返還金としてそれぞれ追加するものです。

次に議案32ページです。5目介護保険費に5万6千円を追加し、9,312万7千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に介護保険低所得者保険料軽減負担金における令和6年度実績額の確定に伴い、返還金として追加するものです。27節繰出金に介護保険低所得者保険料軽減負担金における令和6年度実績額の確定に伴い、追加交付されてことにより介護保険特別会計へ繰出しをするために追加するものです。

次に33ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に55万3千円を追加し、2,175万9千円とするものです。12節委託料に31ページの医療費助成システム改修と同様に乳幼児医療についても改修業務を委託するものです。

次に34ページです。2目児童措置費に61万6千円を追加し、1億5,846万8千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に子どものための教育保育給付費及び子ども子育て支援交付金の令和6年度実績額の確定に伴い返還金としてそれぞれ追加するものです。

次に35ページです。4款衛生費、2項1目清掃費から5万5千円を減額し、1億7,508万4千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で令和6年度実績による公正調負担金率の変更に伴い、渡島西部広域事務組合負担金を減額するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長 (南 一貴)

続きまして農業水産振興課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の36ページ目をご覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費に39万9千円を追加し、1億3,980万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金で畑地化促進事業補助金(土地改良区決済金等支援)として39万9千円を追加するものでございます。これは、令和7年度土地改良区の地区内の水田を畑地化する際に生じる地区除外決済金や畑地化協力金等の費用相当分が国が支援するをものございまして、詳細につきましては説明資料の農業水産振興課の12ページ目に内容を載せておりますので、後程ご参照の程よろしくお願ひします。

議案に戻しまして、次に議案の39ページ目をご覧ください。

3項水産業費、2目水産振興費に1,877万5千円を追加し、1億5,017万5千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で、まず本年6月の定例会で補正予算で提案させて頂きました町内の漁業者のですね、漁獲経営の改善及び継続発展を目的に独自事業で今現在実施しております、知内町漁業経営安定化支援事業補助金の予算の不足が見込まれることから500万円追加、また地域づくり総合交付金事業新技術強化型係留環設置事業助成金として1,377万5千円を追加するもので、これは養殖施設の綱を繋ぐ係留間が老朽化しており、これをですね、更にこの係留間を太くし、機能向上を図る目的で北海道の地域づくり総合交付金が採択となる見込みであることから補正するものであります。詳細につきましては、説明資料の13ページ目に内容を載せておりますので、後程ご参照の程よろしくお願ひします。

以上で農業水産振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

次に商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

商工林業振興課関係の補正予算について説明させていただきます。

議案37ページをお開き下さい。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費に439万円を追加し、5,189万3千円とするものです。内容については10節需用費から17節備品購入費までヒグマ出没対策関連の追加補正になります。詳細につきましては説明資料商工林業振興課14ページにて説明させていただきます。

目的です。町内において連日住宅地でヒグマの出没が相次いでおり、家庭菜園等への食害被害が発生する等、町民の日常生活に大きな不安があるなか、更なるヒグマの出没に備えるとともに迅速かつ的確な対応を図るために必要な資材・機材を整備し、町民の安全・安心確保を目的としております。事業費については、10節需用費としてクマスプレー等の消耗品購入に54万円を追加、11節役務費に出没箇所の緩衝帯整備等に必要な支障木伐採費用に100万円を追加、17節備品購入費に高輝度ライトや出没の際の交通規制のバリケード、注意看板、監視カメラ、電気柵等の購入等に計186万円の追加となります。ヒグマ出没対策関連の費用としては合計で340万円の追加となります。財源並びに購入品目等の写真については記載の通りとなっております。

続きまして議案37ページに戻り、18節負担金補助及び交付金にハンター資格取得事業助成金に99万円を追加するものです。現在有害駆除にかかるハンターさんは町内で16名おります。今後新たに3名の方が新規で狩猟免許の取得を希望していることからハンター資格取得にかかる費用の助成金として99万円を追加するものです。

次に議案38ページをご覧ください。4目水源林造成事業費に104万5千円を追加し112万4千円とするものです。これは12節委託料に水源林造成事業として元町地区町有林にて実施する保育間伐の経費を追加するものです。詳細につきましては、資料15ページを後程ご参照願います。

以上で商工林業振興課関係の説明を終わらせて頂きます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（谷口康之）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

続きまして、建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の40ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費に80万円を追加し、1億3,325万5千円とするものであります。内容と致しましては18節負担金補助及び交付金で浄化槽設置費補助金に80万円を追加するものですが、今年度の当初予算においては、5人槽2基、7人槽2基、計4基分、440万円を計上しておりましたが、8月末現在で5人槽2基分の補助申請があり、今後更に5人槽2基、7人槽1基の申請予定でありますので、予算に不足が見込まれることから補正予算計上するものです。

続きまして、41ページです。4項住宅費1目住宅管理費を6万5千円減額し、1億1,991万8千円とするものです。内容と致しましては、12節委託料で今年度実施設計が終了しています湯ノ里団地電気温水器更新工事実地設計委託料を206万5千円減額し、新たにはまなす団地電気温水器更新工事実施設計委託料として200万円追加するものです。

湯ノ里団地の設計委託につきましては、受託して設計事務所が新築設計時の設計事務所ということもあり、電子図面データを保有していたことから、私共が国基準で算出をした予定価格より大幅に低価格で受注しております。

一方ハマナス団地については、当初は実施設計と更新工事を来年度発注予定でしたが、現在同様の工事を施工している湯ノ里団地において、入居者との工事日程調整に苦慮していることもあり、来年度十分な工事期間を確保できるよう、実施設計を今年度に前倒しをして行いたいと考えております。電気温水器の更新内容につきましては、説明資料の20ページに記載しておりますので、後程ご参照願います。

続きまして議案ページ飛びまして、50ページになります。

11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費に310万円を追加し、314万5千円とするものです。内容と致しましては、12節委託料に災害復旧箇所調査設計委託料として160万円の追加、14節工事請負費に町道森越線災害応急工事として150万円を追加するもので、先程西山町長の方からも行政報告で報告させて頂きましたが、詳しい内容につきましては、説明資料でご説明しますので説明資料の21ページをお開き下さい。

今回の災害につきましては、9月1日から2日にかけての大雨により森越川の水位があがり、川の流れが蛇行してあつた水衝部が崩れる形となり、隣接する町道森越線の法面が高さ4m程度、幅4m程度、延長が15m程度崩壊致しました。まずは早急に応急工事として対候性大型土のうを崩壊して部分に2列2段、約15m設置することでこれ以上被害が広がらないよう対処したいと考えております。

また災害復旧工事に実施設計については、本予算が可決され次第、速やかに入札手続きを行い、11月の国が実施する災害査定を受験できるよう進めて参ります。また災害復旧工事につきましては、来年度施工条件の良い時期に発注をする予定です。

9月1日に大雨の状況ですが、当時本町には大雨警報が発令されており、最大日雨量90mm、連続雨量102mm、最大時間雨量16mmを観測しております。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に教育委員会学校教育課長。

◎ 教育委員会学校教育課長 (長谷川将之)

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

44ページをお開き下さい。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に319万2千円を追加し、1億553万9千円とするものです。内容ですが、18節負担金補助及び交付金に知内高校入学検討者旅費助成金30万円の追加です。これは知内高校オープンキャンパスや個別見学などに道外から来る中学生に対して交通費の半額を助成しておりますが、当初の見込みより、希望者が多く見込まれることから追加の補正をするものです。

また、24節積立金の教育振興基金積立金289万2千円の追加ですが、行政報告でありました通り知内中学校同窓会解散に伴う町への寄付金でございます。

次に45ページです。3目学校給食センター費に175万円を追加し、9,858万5千円とするものです。内容につきましては、14節工事請負費に経年劣化により破損している給食センター機械室の外部入口ドアの更新工事として、175万円の追加補正です。工事の

詳細につきましては、説明資料の22ページを後程ご参照下さい。

次に46ページです。2項小学校費、1目学校管理費に100万円を追加し、7,053万8千円とするものです。内容は10節需用費に知内小学校正面玄関電気錠制御盤の更新費用に100万円を追加ですが、知小の電気錠は平成18年に設置し、ここまで18年を経過しております。今回基盤の動作不働によりまして、施錠開錠が出来ない状況でございますので、基盤の更新をするものです。

次に47ページです。4項高等学校費、1目学校管理費に122万2千円を追加し、5,833万5千円とするものです。内容は12節委託料でパソコン教室で使用している生徒用パソコンのOS Windows 10のサポート期間の延長の費用として50万円の追加、また建築基準法の法定点検業務委託料として、25万円の追加をするものです。

また13節使用料及び賃借料で学校内のインターネット環境強化のため、セキュリティソフトの購入費として47万2千円を追加するものです。

以上で学校教育関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (谷口康之)

次に教育委員会社会教育課長。

◎ 教育委員会社会教育課長 (佐藤辰治)

引き続き社会教育課関係の補正になります。48ページをお開き下さい。

5項社会教育費、3目郷土資料館費に16万5千円を追加し、436万6千円とするものです。17節備品購入費で郷土資料館管理用備品として、暖房器具を購入するもので20年が経過しており、故障により新たに購入するものです。

次に49ページ、5項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に2,300万円を追加し、7億8,382万2千円とするものです。14節工事請負費に青少年交流センターきらく棟改修工事を追加するものです。

詳細につきましては、説明資料の教育委員会23ページ、24ページをお開き下さい。

工事概要になりますが、令和8年4月より知内高校の地域みらい留学等による町外からの男子及び女子生徒、最大32名の寄宿舎として活用するための改修工事になります。

主な工事としましては、男子女子の部屋にいく2階3階への階段昇降口に防火扉の設置により、男女間の部屋を完全に遮断します。災害時棟には扉の鍵は自動で開錠されますので、避難等には問題ありません。

また女子棟に入室する1階階段昇降口にハードシステムの扉を設置しまして、カードを所持している女子のみが出入り可能となるほか、24時間録画式の監視カメラの設置とセキュリティ対策と女子浴槽の窓の取替え及び窓周りの屋外外構に高さ180cmの目隠しフェンスの設置します。

また女子用にユニットシャワーブースを3個設置する等の改修工事となります。

次のページ24ページに改修工事の平面図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、説明になります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

歳出の説明が終わりましたので、歳入及び地方債の説明をお願い致します。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

それでは、歳入についてご説明しますので、11ページをお開き願います。

10款1項1目地方交付税に4,370万6千円を追加し、21億2,175万8千円とするものです。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものです。

次に12ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に204万7千円を追加し、1億9,214万7千円とするものです。3節障害者自立支援医療費負担金で、歳出で説明しました医療費助成システム改修委託料に対応して追加補正するものです。

次に13ページです。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に945万1千円を追加し、3,022万8千円とするものです。1節障害者等福祉費国庫補助金で、歳出で説明しました医療費助成システム改修委託料に対応して追加、3節児童福祉費国庫補助金で、歳出で説明しました後期高齢者システム改修委託料（子ども・子育て支援金制度対応）に対応して追加。11節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で説明しました知内町物価高騰対応対策くらし応援事業に対応して追加補正するものです。

次に14ページです。15款道支出金、1項道負担金、1節民生費道負担金に294万3千円を追加し、1億813万1千円とするものです。2節子どものための教育・保育給付費道負担金で昨年実績に伴い、追加交付があった分を追加。7節介護保険低所得者保険料軽減動負担金で、歳出で説明しました介護保険特別会計繰入金に対応して追加するものです。

次に15ページです。2項道補助金、3目水産業費道補助金に899万9千円を追加し、2億3,241万2千円とするものです。1節農業費道補助金で、歳出で説明しました畑地化促進事業補助金（土地改良区決済金等支援）に対応した追加。3節水産業費道補助金で歳出で説明しました地域づくり総合交付金（新技術強化型係留環設置事業）に対応して追加するものです。

次に16ページです。17款1項1目寄附金に1,289万2千円を追加し、4億2,635万円とするものです。1節寄附金で歳出で説明しました名誉町民元町長、故脇本哲也様のご夫人である脇本テイ子様からと知内中学校同窓会からの寄付金を追加補正するものです。

次に17ページです。8款繰入金、1項1目特別会計繰入金に475万7千円を追加し、475万9千円とするものです。

2節介護保険特別会計繰入金と3節後期高齢者医療特別会計繰入金で令和6年度決算により、それぞれ一般会計に繰入するものです。

次に18ページです。2項繰入金、1目積立金繰入金に3,984万5千円を追加し、6億5,022万5千円とするものです。2節ふるさと創生事業繰入金で歳出で説明した物価高騰対策くらし応援事業と知内町漁業経営安定化支援事業補助金に対応して追加。3節農林漁業振興基金繰入金で歳出で説明した地域づくり総合交付金事業補助金（新技術強化型係留環設置事業）に対応して追加。4節公共施設等整備基金繰入金で歳出で説明した学校給食センター機械室外部入口ドア更新工事に対応して追加。9節地域福祉基金繰入金で補聴器購入費助成金に対応して追加するものです。

次に19ページです。19款1項1目繰越金に7,429万円を追加し、1億5,429万円とするものです。これは先程歳出で説明した繰越金確定により追加するものです。

次に20ページです。20款諸収入、5項1目雑入に498万7千円を追加し、3,46

9万1千円とするものです。1節雑入で渡島西部広域事務組合剰余還付金を追加。3節水源林造成事業収入で歳出で説明した水源林造成事業に対応して追加するものです。

次に21ページです。3目教育債に2,300万円を追加し、7億150万円とするものです。1節教育施設整備事業債で、歳出で説明した青少年交流センターきらく棟改修工事に対応して追加するものです。

次に22ページです。7目総務債に550万円を追加し、2,430万円とするものです。4節緊急防災減災事業債で災害対応ドローン購入事業に対応して追加するものです。

ページ戻りまして10ページをお開き願います。第2表地方債の補正です。(1)の追加として緊急防災・減災事業の限度額を550万円に設定するもので起債の方法、利率、償還の方法については当初予算時と変わりがないので説明を省略させていただきます。

2の変更として、教育施設整備事業債の限度額を6億7,850万円から7億150万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (谷口康之)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

2款総務費。

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

説明資料の2ページ、テレビの受信料ですね、他の自治体でもいろいろ新聞報道等で賑わせたように思いますけれども、まず遡って17台と言っても恐らく年跨ぎで当然購入していた車だと思うので、単に割り替えすれば出てくるという話ではないと思うんですけども、年間1台分でのどのくらいの金額になるのかお知らせ願います。

◎ 議 長 (谷口康之)

森永総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。年間あたりですね、1台ですね、平成24年度から令和4年度までは、7,644円、1台あたりですね、令和6年度からは6,600円ということで、計算しております。以上です。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

今、5番の今後の対応の所で、受信機の撤去や配線の切断というふうになっています。受信機の撤去することによってカーナビは使用出来るのか出来ないのか、その辺ちょっとお知らせ願います。

◎ 議 長 (谷口康之)

森永総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

ご説明します。カーナビの撤去というか、配線を切るとそういう作業については、自動車会社の方にお願ひしようと思っております、専門的にやってもらってテレビの受信だけ出来

なくするという部分で考えていまして、カーナビ機能は使えるという事で考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

カーナビはね、地方に行くとやはり使ったりするので、必要なものだと思います。テレビも防災の事を考えるとね、やはり情報収集だとかでも使えるのかなと気にもしないわけではなくいんですけども、年間6,600円程であればわざわざそんなことまでしなくても良いのかなという気はしないわけではないですけども、その辺り考えれば。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。やはりですね、車の用途、バスや公用車でも長距離札幌まで行って何泊かして戻ってくるとか、そういう車で途中で情報収集するとかっていう部分では、テレビが必要な公用車も必要なのかなと思います。ただ町内をほとんど、たまに隣町まで行く程度とかであれば、やっぱり職員の方でもほとんどテレビを付ける事は無いよねと、運転している時は基本的にテレビは見れないので、じゃあ停まっている時にテレビかけるかというのと、そういう時ってほとんどかけないなというのはほとんどですので、そういう部分で公用車の受信できるようにする、しない選択して判断していきたいと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

6番議員と関連なんですけど、公用車でわざわざテレビ見ながら走る人、誰も居ないですよ。わざわざテレビ見ないんですよ。今、金かけて、逆に言えば壊そうとするわけだよ。ここどうなの、町長。やっぱり町村会なら町村会でNHKの交渉、今時こんな事いんちきやるか。常識で考えられないことだよ、こんなこと。一般の車両は無いんでしょ。公用車だけなんでしょ、これ。一般車両って聞いたことないよね。ある。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。条文までは呼んでいませんが、役場と民間の事業所の部分に関しては、例えばテレビが何台あってもその台数分、公用車に関してもそれぞれに付けている台数をNHKの受信料を支払わなければいけないということで、家庭の部分は、家庭と一体で1つの契約で大丈夫というふうに覚えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

たった今NHKと契約していれば、別に問題無いよということになれば、役場だって同じでしょ。役場はあちこちにテレビがあるんだよ。全部契約しているんでしょ。ただこれね、知内だけの問題でないんだよ。、これやっぱり町村会がひとつ大きな問題を提起して逆にどう

なの町長、渡島町村会で全道の町村会まで運動してみたらどうなの。

なんでもかんでもNHKの事、はいはいって言うこと聞けば良いっていでないって。どうですか、その辺の返事。

◎ 議 長（谷口康之）

統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

ご説明します。今回の件は放送法に基づく法律になっていて一般家庭と事業者と区分されていると、事業者については未契約であれば過去に遡って払わなくちゃいけないというのは、これは法律ですので、今回こういう形を取らせて頂きますが今後に向けてはですね、一つの課題提起かなということは感じますので、町村会とは意見交換はさせて頂きたいと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

あと、総務費質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

説明資料3ページです。湯ノ里の除雪推進事業の関係で、今除雪機を助成すると、まあ70%なんですけどね。これ湯ノ里地区シニア有償ボランティアの方に除雪を委託しているんですよ。委託されているのに70%しか補助を出さないというのは、これ、どうなのかなと思うんですけども。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。先程の説明にもありましたが湯ノ里稲荷線の歩道という部分で、長年に渡り湯ノ里シニア有償ボランティアの方で除雪して頂いているところでございます。

その除雪の委託料として8款の方になりますが、現在50万円の委託料ということで、この相談があった時に委託を受けるという中で、自分達で更新をしたいんだという相談がありました。その中で町として助成等検討出来ないのかという時に、自分達も貯えがある程度基金が有るということで、自前で努力できるところは自前でやりたいということがありましたので、今回70%という形を取らせて頂きました。

湯の里除雪ということで、豪雪地帯でモデル地区という事もありましたので、今現在ちょっとこういう考え方をさせて頂いております。

これが他の地区でもそうかという、なかなか簡単にいかない部分もあるかと思いますが、ちょっと湯ノ里地区に関して、こういう進め方をさせて頂きたいと思っていました。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと総務費質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、3款民生費に移ります。

質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

民生費 28 ページ、説明資料の 9 ページですね。くらし応援券についてだったんですけども、物価高騰が続いているということで応援券プラス、知内町のお米をということだったんですけども、物価高騰、例えば支援するというのであれば、お米が 4,900 円、5,000 円なのでまとめてこれ 1 万円でも配るいうのでも良いんじゃないかなとも思うんですけども、その辺の意図を町の思いなどあれば、教えてもらえればと思います。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。今回物価高騰対策として商品券は 5,000 円、それに加えお米を知内産米 5 キロをお配りするのは、米の価格が高騰してしまてなかなか手に入りにくいというか、美味しいお米を買う事が難しいというのがありますし、昨年同じような事業をした時に大変好評で喜んでいる声が沢山聞かれたことから、今年度も同じような内容でくらし応援事業として実施したいと思っています。

◎ 議長（谷口康之）

7 番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

知内産米とても美味しいと思っています。私も実際食べております。実際お米も 5 キロと重たいので買うのもやっぱり買って持って帰って帰るのも大変というのもあるので、配るのは結構良いことなのかなと思います。

やっぱり美味しいお米だし、こういう良い事業があるのでやっぱり PR が凄く重要なところかと思っていますので、その所新聞だったりテレビだったり、こんなことやってますは、もっと声を大きくして言って良いのかなと思います。それがふるさと納税に繋がったりとか、そういうもっと良いことがおきる可能性もあると思いますので、その辺是非やって頂ければなと思いますので、よろしくお願いします。

◎ 議長（谷口康之）

6 番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

同じく説明資料 9 ページです。1 回目の説明で全協の時の話ですね、まず、応援券 3,000 円だったものを次の全協では 5,000 円にしてくれたということで、大変有難いなというふうに思っています。それとお米の関係なんですけどもね、1 世帯といっても人数があるという部分と 1 人しかいないところもあると思うんです。1 世帯に 5 人もいる所で 5 キロしか配布されない、ただ 1 人の所は 5 キロ配布される。これってちょっと不公平なんじゃないかなと思うんですけども、その辺りどうでしょう。

◎ 議長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。昨年度もその辺りについては大変悩ましかったんですが、やはり郵送で配達となると 1 世帯 8 人いる世帯もいまして、その辺配達する側にも大変ご苦労かけるかと思ひまして、今回も 1 世帯 5 キロで配布したいと考えております。

◎ 議長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

余程なんか不公平に感じてくるんですけどね、1世帯8人もいて片や一世帯1人しかいないって、同じ数量しか出てこない配布されないんだったら、ほんとにちょっとそこをちょっと考えたほうが良いのかなという気もしないわけではない。人数多いと若い子もいるのかなという想像はつくんですけど、郵送というよりも配布しますよと取りに来てもらう考えも無きにしても非ずなのかなと思うんですけども、やり方的にはもう少し考えていった方がいいのかなと思います。何かあれば。

◎ 議 長 (谷口康之)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (笠松さおり)

ご説明します。1箇所ですとか町内会館で配布も考えたんですが、やはり高齢者になると先程7番議員仰ったとおり、5キロというお米を持っておうちに帰るとというのが大変なことも考えられます。配る期間も11月とか12月に入りますと、もしかしたら雪が降るかもしれないという事も考えられますので、その辺考慮しまして今回も郵送で配布したいと考えています。

◎ 議 長 (谷口康之)

6番、山田君。

◎ 6 番 (山田顕人)

町内会で配布っていう形をとるからそうなるだけの話で、高齢者の方達にはもう場所も分かってるだろうし、送る場所も分かってるだろうからそこは送ればいい。ただそうでない世帯は取りに来てもらうという形でも良いのかなと思います。

ただ、もう今大体数量とかも決まっているわけですから、変更するわけにもいけないと思うので、今後こういう事があればやっぱり考えていった方が良いんじゃないかなというふうに思います。答弁いりません。

◎ 議 長 (谷口康之)

8番、野口君。

◎ 8 番 (野口久美子)

8番、3,000円から5,000円に上げてもらいました頑張っ。よく言われるのが隣町1万円、そうやってよく言われるんですけど1万円まで頑張れませんか。

◎ 議 長 (谷口康之)

三原統括監。

◎ 統 括 監 (三原知明)

いくらが妥当かというのは本当に難しい事業だと思います。近郊の町の状況としてはやっぱりヒグマの関係で警報まで発令された中で、商店ですとか飲食店が営業すらままならなかったっていう状況も踏まえて、実施されたものだというふうに聞いております。そうしたところまでは幸いにもと言ったら語弊がありますね。そういう状況にはありませんけれども、やはり生活及び商業活動に様々な影響も出ているんだと思います。

それは物価高騰だけではなくて、熊の関係も含めてですね、そういう状況をみながら、今回は5,000円でやらせて頂きますけれども、状況は見ていくとか確認しながら、必

要な対策を今後もゼロではなくて念頭において、状況判断する必要があるかと思っています。

◎ 議 長（谷口康之）

8番、野口君。

◎ 8 番（野口久美子）

町民はきつとなんか知内負けたなみたいなことになると思うんです。気持ち的に。米貰っていることは忘れちゃうんです。だけど、やっぱりその後も考慮して本当に飲み屋さんとかご飯食べる所とか、夜本当に閑散としてます。ああいうのとかもあるし、何か活気を失っている、熊がおっかないっていうので。だからそういう精神的な面とかそういう事も考えながら、後々また1万円とかそういうことも考えて頂きたいなと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

三原統括監。

◎ 統 括 監（三原知明）

繰り返しになりますけれど、後々に向けては状況判断が必要だと思いますし、自治体によっては応援券という形だけではなくて、直接影響のあった事業者への直接的な支援も含めてやっている事例も把握していますので、状況判断を引き続きさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

関連して、いろいろ話を聞いていて要望的な形になろうかと思っていますけれど、先程生活福祉課長から数量重いからというような言葉がでた、数量に関係ないんですよ、こんな事。そして全員協議会の時も何回も同じ事言いましてけれども知内の新米を食べたいという気持ちは分かる。けども中には知内の新米じゃなくて安い米欲しんだわという人も結構いる。そこです、さっきからそちらの方からちょっとと言ってましたけれども、他の町に負けたとか買ったとか、こんなもの関係ない。

我が町は我が町で、この次はこういう米でなくて商品券で1万円で新米が食べたかったら、この中から自分で安いやつ、良い米買えば良いでしょ。そうすれば皆が好きなように使えるということなる。それをひとつこの次やる時には念頭に入れながら検討願いたい。答弁は有りません。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、4款衛生費に移ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、6款農林水産業費。

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

ちょっと勉強不足なのかもしれませんが、説明資料の12ページ。土地改良区決済

金の問題でちょっとお尋ねしますけれども、土地改良法昭和24年に制定されたものなんですよね、そこで土地改良区の組合員が脱退すればですよ、脱退する時に賦課金10年分を納めなきゃならない。この制度が未だかつて生きている。その納めるのが決済金という形で納めるんですよ。

今ここでこれ何年からやっているのか知りませんが、決済金額の国からずっと何年か続けて出てるね。これですね、土地改良区の決済金と国からやっている決済金の違いってあるんですか。

◎ 議長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

ご説明致します。このですね、国の支援にかかるこの土地改良区決済金等支援につきましては、松井議員が仰るとおり改良区の土地除外決済金と同じ対応になっております。算定においても改良区からですね、今回対象となる畑地化となる圃場においての必要な経費相当分をですね、土地改良区の方に算定して頂いてその部分に対して国費で賄うといったことで対応しております。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

裏を返せば改良区から脱退する時にその対象になった部分、これは差引かれるという解釈でいいの。

◎ 議長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

ご説明致します。地区除外にあたりますので、そうなります。そのとおりです。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

改良区の説明とちょっと違うような気がするんだけど、もし今までこれ何年もずっとやってきてるよね。これ、地区毎にできたら、ここの場所、ここの場所という場所的に公表出来るか出来ないか、決済金の対象になった箇所、これを公表できるかどうか、ちょっとお尋ねします。

◎ 議長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

すみません、圃場の場所までは私の方ではちょっとそこまで把握はしていなかったんですけど、それを公表できるかっていうのは改良区とも確認してみなきゃならないです。

◎ 議長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1番（松井盛泰）

まず、前提でこれは公金ですよ。公金は公表できないという事は、まずあり得ないですよ

ね。協議の中でもし出来るのであれば、議会中にその書類をできたら、お配り頂きたいと思いますが、その辺はどうですか。

◎ 議 長（谷口康之）

農業水産振興課長。

◎ 農業水産振興課長（南 一貴）

ちょっと内部ですね、改良区さんと確認した上で対応させて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

1番、松井君。

◎ 1 番（松井盛泰）

議長の方に資料提出動議なんですけど、今改良区と協議の中で資料が出せるということであれば、皆に配布するように手続きだけお願いしたい。

◎ 議 長（谷口康之）

今、松井議員さんの方から資料の要望がありましたけれども、皆さん求めますか。

（「資料請求」の声あり）

議会の方で求めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開致します。

あと質疑ございませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

37ページ、説明資料14ページですね。ヒグマに関することです。物品購入いくつかされたと思います。これにプラスして罾の購入費用だったりとか、それを町で買うのか、ハンターに購入するの補助するのか、そういう所も入れても良いのかなと思うんですけども、今後その辺の対策だったりとか、予定があればお知らせ願えればと思います。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今回補正の方には、ヒグマが特に市街地の方に出た部分の対応のために緊急で出沒対策の部品ということで、補正させて頂いております。先日元町で出沒した際に、町で持っている懐中電灯使用したんですけども、山の奥の方とか見えない。パトロールしている職員の方がとても危険な状況の部分もあったので、ライトの購入、スプレーの部分についても少し少なかったものですから、その辺の購入ということで考えております。

議員が仰るとおり、今後熊の方の捕獲の方もしていく中で、当然罾の方が必要になりますので、今回の方で今後罾を何基買ったらいいかというのをいろいろ猟友会とも相談しながら、新しい新規導入に向けて検討していくということで考えておりますので、ご理解頂ければと思います。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

猟友会とその辺は審議いかなければいけないかなと思っております。今回熊出沒に関して、職員の方もかなりパトロールとか現地を見にいくとか、カメラを設置するという業務があったかと思います。その辺に関して職員への手当だったりとか、そういうものって何かあったんでしょうか。

◎ 議長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。今回ヒグマの出沒に関しても、パトロール等でしたので大変危険なものになるかなと思っております。職員の中でも林政係、鳥獣害の方の経験者が何人かいましたので、その方を中心にタッグを組みながらパトロールを実施させて頂きました。また、パトロールの際に時間外等発生しております。そちらについては通常業務の中で通常のヒグマ対策だけでなく通常業務の中で時間外発生した部分については、手当の支給をしておりますので、そちらの方の手当を支給ということで対応しておりますので、特に危険手当等はないですけども、時間外手当という事で対応しております。説明については以上です。

◎ 議長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

恐らく安全にはかなり従事して2人体制だったりとか、車からなるべく出ないようにだとか、そういう所をやっていたとは思いますが。

ただやっぱり今回ヒグマに限ったことではなくて、例えば災害の時でもそうですし、多少なりとも命の危険があるのであれば、危険手当とか特殊勤務手当みたいな形を出している自治体もあるようなので、知内町もその辺は考慮しても良いのではないかなと思っておりますので、職員の方いろいろ人が足りない中、ご尽力されていると思いますので、手当を上げることで少しでも勤務がやりやすくなるのであればいいのかなと思いますので、検討しても良いのかなと思います。提案でした。

◎ 議長（谷口康之）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

次8款土木費質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、9款消防費に移ります。

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

ドローン購入、43ページですね。説明資料4ページになります。ドローン購入費用なんですけれども、今回かなりハイスペックの物、消防と同じ物を用意するという、消防より良い物でしたっけ、1個新しい、消防が例えば使えない時だったりとか、そういう時に役場でも実際持ちたいということだったと思うんですけども、ちょっとここまでハイスペックな物じゃなくてもいいのかなと個人的に思ってしまったんですね。値段的にも保険料入れて580万円ということで僕もドローンは操縦したことはあるんですけども、結構性能が良いんで

すよね、安い物でも、ここまでハイスペックな物にしなくてもこれより小型な物で1人で操縦出来て、使える物を何台か購入するとかの方が良いんじゃないかなと思うんですけども、その辺の回答あればよろしくをお願いします。

◎ 議長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今回この災害対応ドローン導入するという考えに至った部分についてご説明させて頂きたいと思います。災害対応ドローンということで位置づけています。ただ実際にはこの資料の画像にもある通り、市街地に出た時に熊の方、市街部にそのままいるということで、実際には消防の機器で追跡できるということで、実際にこの時は知内消防の方が保守点検出しておりましたので、木古内消防署にお願いしたら出してくれたということで、実際にですね、これをやってみたらこの機種がその熊の場所を当てることが出来たというところがあります。これはそれを目の当たりにして、この機能はなかなか良い物だと判断したのがひとつあります。

それでこの機種が後継機種ということで、実際には現在消防さんに入っている物よりは航続が長くなるということで、逆に言うと消防さんの物と同じ物と違っていうのも良いかもしれませんが、例えば僕らがいれても直ぐに操作が上達するわけじゃないという時に、消防さんの職員にお願いして操作してもらえれば同じ物なので、操作性が同じであればそのまま使えたと、新たな物、練習していない物を使ってどうこうやるというよりは、相互に連携しながらやれるんじゃないかなということで、同じ会社の後継機を導入するという考えにいたったというところがございます。説明は以上です。

◎ 議長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7番（一之谷駿）

消防の方に使ってもらえる可能性もあるということで、なるべく同じ物をとると思うんですけども、これ小型のやつって多分1人だと操縦が難しいのかと、1人操縦してカメラを1人やって3人位確か要するのかなと思うんですけども、これ何が良いかって荷物運べるんですよ。6キロ位まで物が運べる、長時間飛行が出来るというところが凄いい、拡張性がある、カメラの他にライトを付けたりスピーカーを付けたりもあるので、そういう意味では災害時でも使えるのかなと思うんですけども、それでもスペック高すぎると思うんですけども。

これ、マトリス400ってやつなんですけど、マトリス4Tってやつあるんですよ、小型の、これはめちゃくちゃ機能が良いんですよ、赤外線も付いていますし1人で操縦してカメラも見れるということで飛行時間もほぼ変わらないので、災害時例えばヒグマの追跡するだとか、役場から飛ばします、バッテリー怪しくなりました、戻ってくる、その間に多分見失ったりとかもあるので、そういうのも含めて消防とこっち2台持つと良いかなと思うんですけど、この小さいやつ、かなりハイスペック普通に考えて、それを2台こっちで考えた方が実用的じゃないかなと思うんですよ。1人で操縦出来て、2人いれば行ったり来たり分けて解決できるという問題も出来るので、僕はそっちで良いんじゃないかなと思うんですけども、この比較を1回揉んだ方がいいと思います。答えがあれば。

◎ 議長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。7番議員さんの仰るとおり、ここまでのスペックじゃないか、良くなくても相当な機能を発揮できるんじゃないかということでございます。実際にはですね、この機種を今度ですね、知内に来てデモをやってくれるということでその部分も確認しながら、あとですね、値段で2台買った方がという所も、2台買えるかどうかそこまでの分析はしていませんが、予算なのでマックス良い物を提案させて頂いておりますが、内部で検討させて頂いてから、ちょっと発注の方法を考えていきたいと思っております。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

すみません、最後にもう1つ、役場で持つのも良いかと思っております。ただ町も人員を割くのも大変ですし、操縦の練習も必要かと思っております。これを猟友会も勿論熊の事もやると思っておりますので、そちらの方に例えば貸し出しでも良いですし、購入する人がいるのであれば補助をするなんてことも有りではないかなと思っておりますけども、その辺はどうでしょう、考え的にはありますか。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今段階ではですね、庁内部以外でどういう運用をするかということは、まだ決めておりません。猟友会という話もありましたので、林業の担当の方と総務と詰めながら、どういうことが出来るか、どういう要望があるのか整理していければ良いなと思っております。

助成の方に関してはちょっと僕の方から答えられない方が良いのかなと思っておりますので、ちょっと失礼します。

◎ 議 長（谷口康之）

商工林業振興課長。

◎ 商工林業振興課長（南 和敏）

ご説明します。猟友会の方とは今後とも鳥獣害については、安全安心の中で事業をやって頂くことになると思っておりますので、ドローンが効率的、安全にということであれば、今後猟友会とも話をしながら導入に向けて検討していきたいと思っておりますので、引き続き猟友会の方と連携を図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎ 7 番（一之谷駿）

ありがとうございます。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

全協の方でもちょっと言わせてもらったんですけども、そもそもドローン購入消防でしているのは、西部四町で渡島西部の広域組合の方で購入しています。松前、福島、木古内、知内と各四町が1台ずつ揃えていると、元々は災害だとか捜索だとかそういうもので購入してい

るんですけども、今回熊の関係で追尾できるということもあって、たまたま知内消防のドローンが保守点検で出していたと、で木古内から急遽借りてきてやっているということだと思うんですけど、知内はもう直ってきてるんですよ、2台あった方がよいということであればまた木古内から来てもらって借りればいいんじゃないかと。元々そういう連携をしましょうよと言ってドローンは購入しているわけですから、私はこの購入はわざわざいらんんじゃないかなと思うんですけども、その辺りもう一度。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今回ですね、熊が市街地に出たという事で木古内消防の方に2回お願いして来て頂いています。実際にはですね、消防のシフトというのがあります、その時木古内から来て頂く、その時3名来て頂いていたんですけど、その時はまた別の人がシフトに入るとか、そういうこともございます。それを考えれば知内、木古内から2台来てくれということになりますと、また待機の方に4名から6名とシフトの状態も出てくるということも考えます。協力してくれないということはないのかもしれませんが、やはり町で出来る部分があるのであれば、町で負う部分が必要なのかなとちょっと思っていますし、頼んで来てもらうというタイムラグを考えますと、町で1台あっていろいろ有効活用出来るのではないのかなと考えている所でございます。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

消防の他に木古内町でドローンをもう1台持っているだとか、福島町で持っているだとか、そういう話はあまり聞かないんですけども、仮にですよ、木古内町で熊が出ました、追尾するのに知内消防署の2台なきゃ駄目だと言って行きますよね。行くと思うんです。頼まれれば。頼まれると思います、またね。そういうのをもちつ持たれつやっっていけば問題ないんじゃないかと思うんです。

◎ 議 長（谷口康之）

森永総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明します。今回ですね、結果的にドローン飛ばしたのは3回位あると思います。これが度々発生するようになりますとやっぱり消防さんもずっとやり続けていれる、例えば電池が続く限りずっと飛ばし続けるのかとか、そういう問題になってくるとやはり限界はあるのかなと、消防救急そちらの部分で支障の無い状況ということを考えれば、やはり町の方でも一定のやることをやっていかなきゃいけないのかなという部分で、ちょっと考えております。

説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

分かりました。

◎ 1 番（松井盛泰）

ひとつ考えてみて下さい。これ災害用対応ドローンなんですよ。熊対応じゃないんだよ。もしこういう広域っていうのは災害の時に木古内も福島も全道的に大きな災害あった時に、

黙って指くわえて待ってるの。そういうことに対応するってことでしょ、こういうやつは、でしょ。何故熊の話ばかりして、熊でないんだっての。大きな災害の時には町になかったら困るんだよ。初めからそういうこと説明しているんだよ。

それを何故強調しない。答弁いらない。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、10款質教育費に移ります。

質疑ございませんか。

3番、笠松君。

◎ 3 番 (笠松悦子)

44ページの受験予定者への助成金なんですけども、今何処の学校にしても近隣にしても取り合いと言ったら言葉が悪いんですけども、なんとかして生徒を集めようとしている時に、これは良いあれだなあと私は凄く思っています。

それで中学生であるのに本人だけ半額助成なんですか。

◎ 議 長 (谷口康之)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (長谷川将之)

ご説明致します。主にこれは道外の中学生に対して交通費の助成をしているんですけども、基本中学生とご両親というか親御さんが一緒に来るというパターンです。これは1世帯当たり上限5万円ということがかかった交通費の半額を助成しているという制度で行っております。以上です。

◎ 3 番 (笠松悦子)

そのお話を聞いて安心しました。中学生1人出してよこすよりも、親御さんっていうか付き添い方が入らっしゃることで本人も心強く見て行った時に、良い印象を持って下さると思いますし、他所ではこれを聞いていないような気がしたので、ここの特徴としてここの町はこれだけであたたかく迎えますよというような心づもりでやっていくと、先が明るくなるかなと思って期待しています。

◎ 議 長 (谷口康之)

あと質疑ございませんか。

ないようですから、11款災害復旧費に移ります。

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

災害復旧の方で、森越の道道の法面が災害により、傷んでいるということなんです。

これの聞き漏れしたんですけども、これは既に仮復興らしきものをしているんですか。それがまず1点。

◎ 議 長 (谷口康之)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明します。今回の災害は先程説明した通り、9月1日から2日にかけての大雨により

崩れました。発見したのは3日の日に、うちの土木係が雨の後パトロールをしていますので直ぐ発見したということで、今現在は、ブルーシートで敷いてこれ以上広がらないように支障木とか引っかからないように、中の木等を切って応急の前の仮応急をしている状態です。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

それで、ブルーシート張っている、その後土のうを積むという話なんですけども、何故最初から土のうで、こういう秋の時期なんですだからね、明日も同じような災害になっている可能性もある。

ですからブルーシートだけでなく、せっかく土のうを積むという第2の対策を考えるのであれば、即私はやった方が良くないかと思う。その辺はどうなのかなということで、1日のような水害が出たら、町道はえぐれて使えなくなる。私はそんな危機感を感じているものですからね、そればかりではなくして、各箇所がこういうような事が発生してくる、ブルーシートでなく最終的に設計する段階までに大きな重量ある土のうを積んで、それを開始するという事であれば、何故それをやらないのかなと不思議に思うんですけども、その辺をちょっと答弁をお願いします。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明します。まずは発見した時点でブルーシートを引いて、中の支障木を取って木を切って、まず水が流れるような状態にはしてあります。今回、応急工事として150万円程予算をとらせて頂こうと思っています。予算が無いとなかなか出来ないものですから、予算をとらせて頂いて、すぐさま可決後に入札行為に移って応急工事をしたいと考えております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

確かにそれは分かります。でも同じような事があればね、最終的にはこれである程度の災害、水を防げるんだというそこまで土のうを積んでやって、それから測量なりにして今後の大きな対策を考えなければ、今同じような事になったら、これなんてブルーシートなんていたって簡単なものです。お遊びのシートです。水にかけたら。僕はちょっと金額が150万円でしたか、それであれば専決でもどんどんやって取りあえずやっていったら、どうなんでしょう課長。

◎ 議 長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。今後ですね、早急に措置が必要な場合は、専決として先にやらせて頂きたいと思います。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、13款職員等給与費に移ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、歳出の質疑を終らせて頂きます。

続いて歳入一括質疑を行います。

10款から21款まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、歳入の質疑を終わります。

次に地方債の補正について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第13、議案第2号、『令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案52ページになります。

議案第2号、令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和7年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,981万1千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案57ページをご覧ください。6款2項1目保健事業費に2

60万8千円を追加し、1,517万2千円とするものです。11節役務費から12節委託料へ予防費を各種予防接種委託料として検診料個別集団がん検診料として予算の組み替え及びコロナウイルスワクチン予防接種料を追加補正するものです。新型コロナウイルスワクチン接種についてご説明しますので、説明資料11ページをご覧ください。

概要です。新型コロナウイルスワクチンは令和6年度から定期接種に位置づけられ接種費用に対する国の助成金が今年度より廃止されることとなりますが、接種料の一部を助成することで町民の負担を軽減し、感染症予防対策を図るものです。対象者は昨年度と同様に定期接種は65歳以上のものと60歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器機能の障害を有する者で任意接種は定期接種の対象者以外の者になります。

接種時期は秋より開始し、年1回の接種となります。接種費用は今の所1回15,600円となる見込みで、接種に伴う自己負担額は定期接種、任意接種共に1,000円と設定しております。

事業費は資料の通りとなり一般会計から7割、国保会計から3割の負担とするものです。財源内訳については表をご参照下さい。

次に議案58ページです。7款1項1目基金積立金に243万4千円を追加し、247万8千円とするものです。24節積立金で令和6年度決算による繰越金のうち、償還金を差引いた額を基金に積立てるものです。

次に59ページです。9款諸支出金、1項3目償還金に10万6千円を追加し、40万6千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に、国庫補助金の額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

ここで暫時休憩致します。

歳入の説明をお願い致します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

歳入についてご説明します。議案55ページです。5款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金に260万8千円を追加し、2,444万円とするものです。1目基金繰入金に歳出で説明しました保険事業費として基金を繰り入れるものです。

次に56ページです。1款1項1目繰越金に254万円を追加し、254万1千円とするものです。1目繰越金に前年度の事業確定に伴い、繰越を254万円とするものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

7番、一之谷君。

◎ 7番（一之谷駿）

57ページですね、説明資料11のコロナワクチンに関してなんですけれども、コロナワクチン定期接種も任意接種も1,000円で町が補助をするということで財源600万円程

使ってという事なんですけども、定期接種の方は良いんじゃないかなと思うんですよね、持病を持っている方であれば重症化を防ぐという効果は、文献でもやっぱり出ているで、そこはあるのかなと思うんですけども、感染を予防するという効果に関しては賛否あったりしているんじゃないかなと思います。

他の町もやっている所が多くて皆辞めれなくなってるんじゃないかなと思うんですね。ていうのもインフルエンザに関しては、やっぱり死亡するリスクが高いと重症化すると、コロナに関してはここまで死亡率が高くないというところもあって、そんな中でこの金額をかけてこの事業を続けていくっていうのは、どのように解釈すれば良いかなと思ひまして、説明あればよろしくお願ひします。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。新型コロナワクチンに関しましても令和6年度から予防接種法の定期接種に位置づけられているため、やらないというわけにはいかない事業だと認識しております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

7番、一之谷君。

◎ 7 番（一之谷駿）

勿論、接種を希望する方もいらっしゃるので、無しにしなくても良いと思うんですけども、任意接種の金額とかを少し見直しても良いのかなというふうに個人的には思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。うちの町で定期接種、任意接種それぞれやっている予防接種に関しましては、自己負担額に差をつけているものもあります。ただ高校生以下については無料とさせてもらっています。今回コロナの予防接種に関してなんですけど、議員先程仰った通り死亡率は下がっているかもしれませんが、やはりかかると重症化しやすいですとか、今変異株の方も違うものになってきていまして、重症な症状になってきているというのも耳にしています。

これは、任意予防接種65歳未満の方になっていまして、やはり外出機会ですとか学校での感染っていうのも聞かれている以上、皆さんに受けてほしいなというふうな考えをもっております。この接種費用1回あたりが、とても高額になっていましてこれを任意接種、例えば料金、自己負担上げたとしても、インフルエンザの予防接種の時期と重なりますので、町民の負担を出来るだけ軽減して、多くの方に接種して頂きたいというふうな考えから、自己負担、定期接種も任意接種も1,000円とさせて頂きました。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

ちょっと聞きたいんですけど、65歳以上の者は定期接種1,000円、自己負担1,000円、そして60歳以上、65歳未満で基礎疾患ある人かい。心臓、腎臓、呼吸器これだけ

が対象かい。あとおかしい所あっても対象にならないってこと。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。前年度の議会の時にもご説明してたかと思うんですが、令和5年度までは臨時接種として65歳未満の方、基礎疾患がある例えば高血圧ですとか、高度の肥満ですとか、そういう方が対象だったんですが、令和6年度からは予防接種法の定期接種に位置づけられたということで60歳以上65歳未満の定期接種の対象は、心臓、腎臓、呼吸器機能の障害の重度の方、手帳を持っている重度の方っていうふうに予防接種法の方で決められているので、うちの町もそれに則ってするということになります。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

法律がそういうふうになったんだ。例えば60歳未満でも重度持ってたなら、この対象にならないんだべさ、こうやって定められれば、それは任意の自己負担でその金額を払ってこと。随分そういう人には優しくないんだ。

もう少し町として、健康なまちづくりとそれぞれ考えたら、ちょっとこの範囲を何ぼ法律で決まってもその辺は大幅な譲歩をしながら、そういう人も対象にしたらどうですかという話。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。その辺もありまして今回は自己負担を定期接種も任意接種の60歳未満の方についても同額の1,000円で実施したいと考えております。

◎ 議 長（谷口康之）

9番、木村一君。

◎ 9 番（木村 一）

この任意90人っていうのは、根拠はなんだ。人数の根拠。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

ご説明します。前年度の接種の実績が当町は任意接種89人でしたので、今年度はそれを見込んで90人で計算しております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

6番、山田君。

◎ 6 番（山田顕人）

説明資料の方なんですけれども、対象者のところで定期接種の方が①が65歳以上の者、②が60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、この疾患を持っている人、任意接種は上記①②以外の者っていうことは、我々世代も任意の方に入ることですか。誰でも1,0

00円なんですか。

そういうことなんですね。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

すみません、分かりづらくて申し訳ないです。定期接種も任意接種も今回自己負担は1,000円に設定しておりますが、高校生以下については医療費無料の関係もありますので、コロナの接種についても無料で実施していと考えています。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第14、議案第3号、『令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案60ページになります。議案第3号、令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和7年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,266万7千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案64ページをご覧ください。3款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金に225万8千円を追加し、225万9千円とするものです。27節繰出金で、令和6年度決算に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。63ページをご覧ください。4款1項1目繰越金に225万8千円を追加し、225万89千円とするものです。1節繰越金に、令和6年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（谷口康之）

次に日程第15、議案第4号、『令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

議案65ページになります。議案第4号、令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和7年度知内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,744万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,706万2千円とする。

2項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、議案71ページをご覧ください。3款1項基金積立金、1目介護保険事業基金積立金に549万5千円を追加し、554万5千円とするものです。24節積立金で令和6年度決算による繰越金の一部を基金に積立てるものです。

次に72ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に1,945万4千円を追加し、1,945万5千円とするものです。22節償還金利子及び割引料で、

令和6年度事業実績による額の確定に伴い返還分として追加するものです。

次に73ページです。2項繰出金、1目一般会計繰出金に249万9千円を追加し、250万円とするものです。27節繰出金で、令和6年度実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。68ページにお戻り下さい。3款1項支払基金交付金、2目地域支援事業交付金に13万8千円を追加し、586万8千円とするものです。2節過年度分で令和6年と地域支援事業交付金の額の確定に伴い追加するものです。

次に69ページです。6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金に3千円を追加し、600万2千円を追加するものです。2節過年度分で令和6年度介護保険料軽減負担金交付額の決定に伴い追加するものです。

次に70ページです。7款1項繰入金に2,730万7千円を追加し、2,930万8千円とするものです。1節繰越金に令和6年度介護保険特別会計決算に伴う繰越金を追加するものです。説明は以上です。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

2番花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

議案の70ページなのですが、前年の繰越金が2,730万7千円と沢山出ておりますが、この要因を教えてください。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

この繰越金の額なのですが、介護保険料を設定しましていろいろな保険事業をやってきましたが、給付費の部分では増額にはなっているんですが、基金積立金の方が増額になっていまして、そのためによるものです。説明は以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

2番花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

もう一度お願いしたいです。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

はい、すみません。もう一度ご説明します。介護保険料の方の設定を令和6年度から第9期にあたり下げらせてもらったんですが、保険給付費の方は予定よりも大体予想どおりだったんですけども、積立金の方が予想以上に多くなりまして、そちらの方の部分で繰入金が多くなっております。

◎ 議 長（谷口康之）

2番花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

よく理解は出来なかったんですが、例えば介護保険料で昨年度から訪問介護の関係でも介護費用を払うお金というのが少なくなっているはずなんですが、そういうことも関係しているのでしょうか。

◎ 議 長（谷口康之）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 議 長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

先程の説明は、訂正させて頂きたいと思います。介護保険会計の歳入に対しまして、歳出が少なく残高を繰越として繰り入れますが、その要因としましては予算額に対しまして保険給付費ですとか地域新事業費の方でサービスが、介護保険計画立てた当初よりも、思っていたより給付が少なかったという理由により、サービスを利用する人が少なかった要因となっております。以上です。

◎ 議 長（谷口康之）

2番花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

分かりました。

◎ 議 長（谷口康之）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第5号 令和7年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について

◎ 議 長（谷口康之）

次に日程第16、議案第5号、『令和7年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

下水道事業会計の補正予算についてご説明させていただきます。議案の74ページをお開き下さい。

議案第5号、令和7年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、総則、令和7年度知内町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。令和7年度知内町下水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収益的収入です。1款下水道事業費用、2項営業費に50万円を追加し、2億423万8千円とするものです。

続きまして75ページをお開き下さい。令和7年度知内町下水道事業会計予算実施計画内訳書になります。収益的支出、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管路費、5節修繕費に50万円を追加するもので、表の右側の説明欄に記載のとおり、8月末現在におきまして管路費等の修繕費を既に125万5千円執行済みであり、今後予算に不足が見込まれることから補正予算計上するものです。

以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 休会宣言

◎ 議 長（谷口康之）

ここで本日の会議を休会したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

本日は、これで休会致します。

皆さんご苦労さまでした。

（ 休会 午後4時29分 ）